

民事信託預金口座の実務上の法的課題

—信託財産の独立性保全機能と

マネロン・テロ資金供与リスク対策を中心に—

～「民事信託」実務の諸問題(2)～

金 森 健 一

- 1 民事信託預金口座とは何か（概念の確認）
 - (1) 民事信託預金口座の定義
 - (2) 各要件についての説明
- 2 民事信託預金口座に関して論ずるべき点についての確認
 - (1) 実務において生起している状況
 - (2) 検討課題
- 3 実体法上の問題
 - (1) 民事信託預金口座の必要性
 - (2) 民事信託預金口座の法律関係（法的構造）
 - (3) 民事信託預金口座の取り扱いの業法上の位置づけ
 - (4) 信託財産の独立性保全機能の法的根拠
 - (5) 信託財産の独立性保全機能の内容
 - (6) 預金保険法との関係
- 4 手続法上の問題
 - (1) 預金の受入れにあたって確認を要する事項・対象者
 - (2) 民事信託が孕むマネロン及びテロ資金供与リスク
 - (3) 最低限必要となる「民事信託」の要件（契約書の要件（実体面））
 - (4) 「民事信託」の要件充足性の確認方法
 - (5) 口座開設後の金融機関での内部手続き
 - (6) 民事信託預金口座のモニタリングの問題（信託監督人等の設置の議論に関して）
- 5 まとめ

1 民事信託預金口座とは何か (概念の確認)¹⁾²⁾

(1) 民事信託預金口座の定義

民事信託預金口座³⁾は、法律上の概念ではないが、「民事信託」⁴⁾の受託者が管理すべき信託財産に属する金銭を預け入れる預金口座として、実務上は、預金取扱金融機関による取り扱いが求められている預金商品⁵⁾に係る口座である。本稿は、この民事信託預金口座について考察するものであるが、そもそも内容が確定した概念でないため、次のように定義する。

すなわち、民事信託預金口座とは、次の要件のいずれも充足する預金口座をいうものとする⁶⁾。

① 預金者は受託者であること

- 1) 本稿における意見に亘る部分は筆者の個人的な意見であり、所属する団体等の見解でないことをお断りする。
- 2) 金融機関の立場から見た口座開設の際の留意点について検討するものとして、竺原摩紀「信託口座の開設に係る金融機関の留意点」信託フォーラム11号62頁以下がある。
- 3) 「信託口座 (しんたくぐちこうざ)」や「信託口座」などと呼ばれることもある。なお、本文の要件①及び②を充足するものの同③を欠く預金口座は、後述するように「民事信託」における金銭管理を行うための預金口座としては不十分であるため、実務においては敬遠されることが大半のようである。そのような口座も「信託口座」と呼ばれることがあること、また、「信託口座」という場合には証券口座も含まれることがあることから、本稿では「民事信託預金口座」と呼ぶこととする。
- 4) 本稿において「民事信託」とは、信託業法の適用を受けない信託であって、委託者の財産管理能力を補完するために利用されるものと定義することとする (拙稿『民事信託 実務の諸問題(1)』駿河台法学32巻2号13頁以下参照)。
- 5) 「預金」「預金商品」「預金口座」「預金契約」の各用語については、澁谷彰久『預金口座と信託法理』(日本評論社、2009年)25頁の記述に従い、次のとおりとする。「預金」とは、預金者が金銭を預け入れる行為 (預金行為) をいう。「預金商品」とは、たとえば普通預金や定期預金であり、顧客が金融機関において利用するサービスをいう。「預金口座」とは、顧客が預金商品を利用するために預金約款により開設する口座勘定をいう。「預金契約」とは、預金約款により金融機関と預金者との間で締結される口座勘定設定契約をいう。

- ②外観上、受託者個人の名義と区別できる表示が付されていること
- ③金融機関内部において、受託者の個人名義の預金口座（固有財産のため

6) 渋谷陽一郎「民事信託のための『信託口』口座(1)」金法2101号62頁は、「信託口」口座（本稿の民事信託預金口座に相当）の要件として、i. その預金口座が受託者の名義であること、ii. 受託者の個人口座と区別する名称が付されていること、iii. 金融機関の内部のシステム上、受託者個人とは分離独立したCIFコードを備えていること、iv. 金融機関の内部手続において、個人口座とは異なる取り扱いとなることが定められていること、v. 個別の信託契約書の内容に即した管理が行われる口座であることを挙げられる。本文に挙げた要件と比較すると、要件①は上記iに、要件②は上記iiに、要件③は上記ivにそれぞれ相当することは明らかである。上記iiiについては、金融機関における預金口座管理のシステム上も受託者の固有財産に属するものと信託財産に属するものとを区別し、混同することを防止するためのもので要件③（上記iv）の前提となるものであるからそれ自体が独立したものとは考えない（要件③のシステム上の表れが上記ivであると考える。山中真人「信託口口座は難しくない—利用者のニーズと口座開設銀行の責任」信託フォーラム11号74頁は、「信託財産の分別管理を達成するための技術的側面の1つでしかない」、「今後の技術革新等でCIFを用いない管理がなされるようになる可能性もある」とされる。賛成である。）。上記vについては、信託契約上の受託者による金銭管理という信託事務の内容と、それに基づいて預金を受け入れる預金取扱金融機関による民事信託預金口座の取り扱いとが一致していることは必要であるものの、その一致は、預金取扱金融機関側が一方的に信託契約書の内容に合わせるという方法によらずとも可能であるため（たとえば、信託契約書の定めを実際に利用する金融機関の実務に合わせるなど）、金融機関側が行うべき事務内容としては要件③に掲げる内容（後述する信託財産の独立性保全機能）までで十分であると考えられる。山中・同74頁は、法人口座の開設において法人の内部規程に沿った管理をしないことと同様であるとされる。

山中・同74頁は、信託口口座の要件について、「(a)口座名義に信託口などの受託者から分離された信託財産であることが明示されていること、(b)実体的にも受託者から分離された財産として分別管理される口座であること、の2つと整理すべきである」とされる。上記(a)は要件②に相当すると思われる。問題は、上記(b)と要件③の関係であるが、山中・同69頁は、「『分離された』の意味については、口座開設銀行（普通預金口座である信託口口座を開設する銀行その他の金融機関のことを指す。本稿の「預金取扱金融機関」と同義—筆者注）が信託口口座の財産を受託者の固有財産と混同しない（名寄せしない）で管理する扱いとなることが必須とされる。一方、山中・同73頁では、「口座開設後の口座管理及び個々の預金契約は、口座開設自体とは切り離して議論すべきである」とされ、「口座の管理や口座の終了については別の機会に分析」とするとされているため、(b)の具体的内容は判然とし

の預金口座)とは異なる取り扱いがなされること

(2) 各要件についての説明

ア 要件①(預金者は受託者であること)について

信託財産は、「受託者に属する財産であるから(信託法2条3項), 預金者(預金債権者)は受託者でなければならない⁷⁾。

イ 要件②(外観上, 受託者個人の名義と区別できる表示が付されていること)について

預金口座の名義は, たとえば, 「委託者A受託者B信託口」, 「委託者兼受益者A受託者B信託口」, 「受益者A受託者B信託口」, 「受託者B(委託者A)信託口」などがあると聞く。いずれも, Bの固有財産に属するものではないことが分かる表示といえる⁸⁾。なお, いずれの表示例も「B」の前後に肩書がついているものといえる。信託においては, 法人格を有するのは受託者の地位にあるBのみである。Bとは別の「受託者B」が存在するわけではない。たとえば, 株式会社X(代表取締役はY)が資金管理用の預金口座を開設する場合は, 「株式会社X代表取締役Y」等の名義となるが, この場合はXが預金者であってYはその代表者(包括代理人)にすぎない。Yによる預金取引がXに帰属する。これに対して, 信託の受託者Bによる信託事務として行う預金取引は, 委託者や受益者であるAや「受託者B」には帰属せずBに帰属する⁹⁾。

7) 預金者の認定については, 諸説あるが(澁谷・前掲注5)50頁以下), いずれに拠っても受託者が預金者であると思われる。本稿は, 「民事信託」が契約により成立したこと(明示信託が存在すること)を前提として, その受託者が管理すべき金銭を預け入れるための預金口座はどうあるべきかを問題とするものであるから, 一定の預金が信託財産に属するかどうか問題とされる場面(新井誠教授が説かれる「推定信託」の成立が問題となる場面(新井誠『信託法〔第4版〕』(有斐閣, 2014年)191頁)とは異なるものである。

8) 本文に挙げた表示名の例は, いずれも受託者以外に委託者又は受益者の氏名が併記されている。この預金口座を利用して取引を行う場合には, 口座名義人の欄には常に委託者又は受益者の氏名も表示されることになる。そもそもそのような表示を求める理由は何か, 委託者の地位の移転がされた場合や受益者が変更された場合を踏まえた合理性も検討すべきと思われるが, 本稿では問題点の指摘のみに留めたい。

9) 道垣内弘人『信託法(現代民法別巻)』(有斐閣, 2017年)75頁参照。

ウ 要件③（金融機関内部において、受託者の個人名義の口座（固有財産のための預金口座）とは異なる取り扱いがなされること）について

本稿の検討の中心をなすのが、この要件に関するものである。後述するように、信託法は、信託財産の独立性を保全するため（固有財産としての取り扱いを回避するため）には、受託者や受益者による訴訟提起を含む権利行使がなされることを想定している。もっとも、「民事信託」の受託者（信託に通暁していないことが通常である）及び受益者（特に高齢者が受益者であることが多い）にそのような権利行使を当然に要求することが「民事信託」の普及にとってプラスであるとは思われない。そこで、信託財産に属する預金債権に係る債務者である預金取扱金融機関による一定の措置を求めることで、訴訟に抛らない信託財産の独立性を保全することを企図するものといえる¹⁰⁾。

2 民事信託預金口座に関して論ずるべき点についての確認

(1) 実務において生起している状況

民事信託預金口座について実務上、たとえば、以下のアからウまでのような状況が生じる。

ア 「民事信託」の設定と民事信託預金口座開設の関係

【事例Ⅰ】¹¹⁾

A1とC1は、弁護士P1に対し、信託契約書の原案の作成を依頼し、作成された原案により信託契約を締結した。その後、金銭の管理について、弁護士P1から、「受託者が管理する金銭については預金口座へ預け入れた方が受託者の個人のお金（固有財産に属する金銭）との混同を予防することができる。そのため、住居の近くの金融機関でもう一つ新規に口座を開設

10) 田村直史「民事信託受託者による信託預金口座を用いた分別管理」（信託フォーラム7号41頁以下は、信託預金口座（本稿における民事信託預金口座に対応）による分別管理は、信託財産の独立性を安定的に確保していく観点においてより望ましい分別管理の方法であると考えられる旨述べられる。

11) 拙稿・前掲注4）35頁の【事例Ⅰ-8】と同じ。ただし、事例の意味付けは、本文記載のとおり変更している。

してそこへ委託者からのお金を預け入れるべきだ」との助言を受けた。

【事例Ⅰ】は、「民事信託」における金銭の分別管理の方法として民事信託預金口座を利用するべきであるという考えに基づいて、弁護士から民事信託の当事者に対して口座開設のアドバイスがなされている場面である。上記「考え」の根拠、適否が問題となる。

イ 民事信託預金口座に求められるもの

【事例Ⅱ】¹²⁾

A2とC2は、締結した不動産管理処分信託契約書を持って、司法書士R2からの情報提供により、信託口座の取り扱いをしているという預金取扱金融機関S2に信託口座の開設について相談した。S2の担当者から、「預金通帳に『委託者A2受託者C2』と印字されます」という説明を聞き、A2とC2は安心し、S2に預け入れようと考え、口座開設の申し込みをした。

【事例Ⅱ】は、法律上の定めがないだけでなく、金融実務上もその内容が明らかでない民事信託預金口座について、その取り扱いが区々であることの一例である。上記アにおける「考え」を現実化するための装置として期待される民事信託預金口座が果たすべき機能の具体的内容が問題となる。

ウ 預金取扱金融機関による対応

【事例Ⅲ】¹³⁾

A3は、某県東部を主な営業地域とする地域金融機関S3の重要顧客である。A3は、信託により管理をする金銭については、これまでの付き合いを考えて、S3の預金口座において管理させたいと考えている。A3は、受託者となる長男C3とともに、S3を訪れ、口座開設の希望を伝えた。S3においては、それまで信託口座の取り扱いをしていないが、重要顧客であるA3からの申し出を断るべきではないとの意見が多数を占め、本件に限り、

12) 拙稿・前掲注4) 36頁の【事例Ⅱ-3】と同じ。

13) 拙稿・前掲注4) 36頁の【事例Ⅲ-3】と同じ。

信託口座を開設することとした。

【事例Ⅲ】は、民事信託預金口座を取り扱おうとする金融機関が遵守すべきルール、たとえば、業法上の規制その他のコンプライアンス遵守のためにどのような点に留意すべきであるかが問題となっている。

(2) 検討課題

上記(1)で掲げた各事例での問題点について、民事信託預金口座の実体法上の問題と手続法上の問題に分けて検討したい。

まず、実体法上の問題として、①そもそも「民事信託」において民事信託預金口座が必要であるのか、信託法が求めているのかという点（民事信託預金口座の必要性）、②民事信託預金口座の法的構造はどのようなものであるか、③受け入れた預金を民事信託預金口座にて管理する預金取扱金融機関が従うべき業法（銀行法、信用金庫法）において民事信託預金口座はどのような位置づけであるのかという点（信託預金口座の取り扱いの業法上の位置づけ）、④民事信託預金口座の要件の一つである「金融機関内部において、受託者の個人名義の預金口座（固有財産のため預金口座）とは異なる取り扱いがなされること」の法的根拠（信託財産の独立性保全機能の法的根拠）、⑤信託財産の独立性保全機能が発揮されるべき具体的場面とその内容（信託財産の独立性保全機能の内容）、そして、⑥預金保険法との関係などがある。

また、具体的に口座の開設及び管理をするにあたって求められる手続に関する法律問題として、①預金取扱金融機関において預金を受け入れるにあたり確認を要する対象者及び事項、とくに、犯罪収益移転防止法及びFATF対応の観点からこれらを検討したうえで、②「民事信託」が孕むマネー・ローンダリング及びテロ資金供与リスク（以下「マネロン・テロ資金供与リスク」という。）を概観し、③そのリスクを低減させるために最低限必要と思われる「民事信託」の要件はどのようなものか、④その要件を充足していることをどのような方法で確認するか、⑤口座開設後の金融機関での内部手続き、並びに⑥金融機関としての法令遵守を確保するための、民事信託預金口座の管理、とくにモニタリングの問題について検討する¹⁴⁾。

3 実体法上の問題

(1) 民事信託預金口座の必要性

そもそも「民事信託」において民事信託預金口座が必要であるのか。信託法及び「民事信託」の現実面の両面から検討する。

ア 信託法からの検討

民事信託預金口座の必要性について、まず、信託法が定める受託者の分別管理義務（信託法34条）、信託財産に属する旨の対抗要件（信託法14条）及び受託者の善管注意義務（信託法29条2項本文）のそれぞれの定めから検討する。

(ア) 分別管理義務との関係

受託者は、信託財産に属する財産と固有財産に属する財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、法律で定められた財産の区分に応じて、定められた方法により、分別して管理しなければならない（信託法34条1項柱書本文）。金銭の場合には、その計算を明らかにする方法によるとされている（同項2号口）。「計算を明らかにする方法」とは、たとえば、信託法37条の規定に基づき信託財産に係る帳簿等を作成することとされる¹⁵⁾。この「帳簿等」は、信託法37条1項の「帳簿その他の書類」を指すものと思われる。これについては、「単に『帳簿』とした場合には、会計の実務で使用されている仕訳帳、総勘定元帳

14) 渋谷陽一郎「民事信託の実務における新局面—『信託口』口座の開設のための信託監督人の設置—」信託フォーラム7号31頁は、①信託法上、信託財産の独立性が認められるための要件として問題（信託財産としての信託法上の問題）、②受託者の分別管理義務の履行そして善管注意義務の履行としてどこまで必要かという問題（受託者の義務や責任という信託法上の問題）、③現実の信託事務処理に支障や中断等を生じさせないための予防的かつ手続的な問題（金融機関に対する事務委託やその内部手続の問題）、④「信託口」口座を開設するために金融機関にとって確認すべき事項や確認の方法は何かという問題（金融機関における注意義務の問題）、⑤「信託口」口座のために最低限必要となる民事信託の仕組みや条件は何かという問題（金融機関の審査基準としての民事信託案件の適格性の問題）、⑥「信託口」口座が開設されて以後、金融機関は如何にして民事信託のコンプライアンスを監視するかという問題（金融機関の法令遵守の問題）、⑦民事信託案件の組成を支援する者は、「信託口」口座の開設を不可欠なものと言し、その開設を支援すべきかという問題（専門家責任の問題）等の問題点があることを指摘される。

15) 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法[補訂版]』（商事法務、2008年）139頁（注6）。

など金銭の収支や物品の出し入れに関する書類が想定されるところ、単純な管理型の信託においては『帳簿』と呼ぶべき書類を備えるまでの必要性がないことも考えられるため、『帳簿』に限定されない趣旨を明らかにしたものである」とされる¹⁶⁾。信託計算規則4条1項は、信託法37条1項の規定による信託財産に係る帳簿を「信託帳簿」と称しその作成については同条に定めるところによるとし、同条2項は、「信託帳簿は、1の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録をもって信託帳簿とすることができる」とする。これについて、「信託帳簿が複数の資料に区別して作成されてもよく、それらを併せて理解することが可能であればよい¹⁷⁾。」、「他の目的で作成された資料であっても、これを見ることにより信託財産に属する財産の状況等を知ることができるのであれば、これを信託帳簿として活用することができる¹⁸⁾。」、「必ずしも、受託者自身が作成した書類又は電磁的記録であることを要しない¹⁹⁾。」との記述がある。さらに、信託計算規則4条6項は、信託帳簿の作成に当たっては、信託行為の趣旨をしん酌しなければならないとし、これについては、「したがって、どのような書類または電磁的記録が本条（信託法37条—筆者注）1項の信託帳簿にあたるかは、信託の目的や内容、受託者の属性に照らして個々の信託につき判断するほかない²⁰⁾」とされる。

以上によると、「民事信託」の受託者は、金銭を管理するときは、分別管理義務を履行するために、信託帳簿を作成することになる。信託帳簿は、他の目的で作成されたもので足り、受託者自身が作成することを要しないとされており、信託行為の趣旨をしん酌してその内容が定まるとされていることからすると、「民事信託」における信託帳簿は、次のように考えることができる。

- i. 信託の目的は、受益者（高齢者やその親族）に代わって生活費等を適時適切に支出をするために金銭を管理することや、賃貸不動産を目的財産としてその賃料の受け取りや費用の支払のために金銭を管理するもので、利

16) 寺本・前掲注15) 146頁。

17) 村松秀樹・富澤賢一郎・鈴木秀昭・三木原聡『概説 新信託法』（きんざい、2008年）117頁。

18) 村松ほか・前掲注17) 117頁。

19) 村松ほか・前掲注17) 118頁。

20) 道垣内弘人編著『条解 信託法』（弘文堂、2017年）298頁（佐久間毅）。

殖ではなく消費を主として行うものであることから、出入金の時期や金額、支払先や支払元が分かれば足りること

ii. その作成者である受託者は、信託銀行や信託会社のような一定の能力が担保された者ではなく、会計帳簿を作成するための知識及び経験を有するとは限らず、帳簿作成に費やす時間も限られることが多いと思われることこれらによれば、たとえば、金銭を預け入れた預金通帳の記帳面がこの信託帳簿に該当すると考えられる。したがって、受託者は自らの名義の預金口座に信託財産に属する金銭を預け入れ、そこから出入金や送金等をし、預金取扱金融機関をしてその旨の記録をさせるように通帳記帳をすることが、信託法37条1項の信託帳簿の作成義務の履行、つまり、信託法34条1項2号口が定める金銭の分別管理義務の履行に当たることになる。

すなわち、受託者による分別管理の方法として金銭を預け入れる預金口座が民事信託預金口座である必要はない。

なお、信託法34条1項柱書但書は、「分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。」としている。これに従い、分別管理の方法についての別段の定めとして、信託契約において「金銭については、次の取り扱いがなされる預金口座（以下、「民事信託預金口座」という。）へ預け入れ、信託財産に属する金銭のみ出入金し、その通帳記帳をする方法（以下略）」などの定めをした場合には、民事信託預金口座の利用が分別管理義務の内容となるが、そうでない限りは民事信託預金口座の利用は分別管理義務の内容とはならない。

(イ) 対抗要件との関係

信託法14条は、登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとする。また、たとえば、会社法154条の2は、株券不発行株式については、当該株式が信託財産に属する旨を株主名簿に記載し又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に対抗することができないとする²¹⁾。

これらに対して、一般の動産や債権等のように公示制度が整備されておらず、公示をもって対抗要件とすることとされていないものについては、信託法14条の対象外であるとして、「当該財産が信託財産に属する旨の公示なくして信託

財産に属することを第三者に対抗することができる²¹⁾。」とか、「登記または登録すべき財産権には当たらない金銭、動産、一般の債権等については、信託の公示なしに、信託財産であることを善意の第三者にも対抗し得るものと解されており（中略—筆者）、新法もこの見解に拠っている²³⁾。」とされる。これによれば、「民事信託」の受託者が管理すべき金銭（現金）や、それを預け入れて取得される預金債権は、それが信託財産に属する旨の公示なく信託財産に属することを第三者に対して対抗することができることになる。

民事信託預金口座の要件②として、「外観上、受託者個人の名義と区別できる表示が付されていること」を挙げたが、上記見解からすると、その要件は信託財産に属する旨の公示とは直接関係がないということになる。

もっとも、新井誠教授は、「私見は、（中略—筆者）、公示方法の定めのない信託財産についても、受託者は、『それぞれの受益者のために保管している財産権を受益者の表示等により特定する』ことで固有財産との区別がなされているときにはじめて、信託財産としての第三者への対抗が可能となると考えたい（受益者の表示が不可欠という趣旨ではなく、物理的な分別がなくとも、受益者の表示によって固有財産と分別することも可能であり、また受益者の表示がなくとも、物理的な分別のみで足ることもあると解する）。」とされる。この見解に従うと、ある預金が信託財産に属することを第三者に主張するには、受益者の表示等又は物理的な分別のいずれかによって対象財産が特定されていることが求められる。具体的には、預金口座の名義人の表示に受益者²⁴⁾が表示されているか、その預金口座には信託財産に属する金銭のみが預け入れられているかのいずれかが必要になると思われる。後者は、受託者の固有財産に属する金銭を預け入れていた預金口座からその全額を引き出し、同じ口座に信託財産に

21) 不発行新株予約権（会社法272条の2）、不発行社債（同法694条の2）、受益証券発行信託の不発行受益権（信託法206条）、振替株式（社債、株式等の振替に関する法律142条）、振替社債（同法75条）、振替新株予約権（同法207条）、振替受益権（同法127条の18）、預託株券（株券等の保管及び振替に関する法律37条）も同じである（村松ほか・前掲注17）34頁以下）。

22) 村松ほか・前掲注17）34頁。

23) 寺本・前掲注15）71頁（注2）。

24) 新井・前掲注7）374頁では、具体的な受益者名の表示までが要求されるのかまでは明らかでない。

属する金銭のみを預け入れた場合であっても該当することになると思われる。前者の受益者の表示による分別については、これは民事信託預金口座の要件のうち、「外観上、受託者個人の名義と区別できる表示が付されていること」の要件に相当すると思われる。

道垣内弘人教授は、「その財産が信託財産に属する財産であることが証明できれば、そのことを第三者にも主張することができることになる²⁵⁾。」とされ、「受託者の固有財産たる金銭と信託財産たる金銭とが1つの預金債権とされていても、その割合が明らかであればよい。1つの債権であり、物理的な一団を形成しているからである²⁶⁾。」とされる。また、「信託財産にどれだけの数量・額の財産が存するかが計算上明らかになり、分別管理義務が履行されていても、信託財産に属する財産が含まれる財産の一団が、物理的に独立していなければ、その数量・額が信託財産に属する財産であることは第三者に対抗していくことができないと解すべきである²⁷⁾。」とされる。「民事信託」の受託者が預金口座への預け入れにより金銭を管理する場合についてこれらを考えるに、信託財産に属する金銭のみを預け入れる預金口座にて管理する場合（信託財産に属する預金債権が固有財産に属する財産に対して物理的に独立している状態）はもちろんのこと、受託者名義の同一の預金口座に固有財産に属する金銭と信託財産に属する金銭とを預け入れてもその割合が明らかな場合（信託財産に属する財産が含まれる財産の一団が物理的に独立している状態）でも第三者に対抗するということになろう。

以上からすると、証明の問題とする通説・判例の見解はもちろんのこと、表示による分別または物理的な分別を要求される新井教授の見解や物理的な一団性を求められる道垣内教授の見解によっても、ある預金が信託財産に属することを第三者に対抗するための措置（対抗要件）との関係では、民事信託預金口座の利用は求められていないといえる。

(ウ) 善管注意義務との関係

受託者が分別管理義務を果たしていても倒産隔離がうまく図れなかった場合等に善管注意義務違反が問われることがあるのかという問題がある²⁸⁾。「民事

25) 道垣内・前掲注9) 139頁。

26) 道垣内・前掲注9) 140頁。

27) 道垣内・前掲注9) 190頁。

信託」における金銭管理の場面に引き直すと、たとえば、受託者は金銭の分別管理方法として民事信託契約締結を機に新たに開設した預金口座（民事信託預金口座ではない）に信託財産に属する金銭を預け入れ通帳記帳等による計算による方法（信託法34条1項2号ロ）による分別管理をしていたところ、受託者の固有財産に属する財産を引き当てにする債権者からの強制執行により当該口座は差し押さえられ、払い出されてしまった場合、分別管理義務は果たしていると思われるが、信託財産の独立性が維持されなかったことから受託者に善管注意義務違反があるかという問題である。

信託法34条が想定している場合よりもっと程度の高い本来あるべき分別管理の状態というものがありそれが善管注意義務を構成するという見解²⁹⁾に拠った場合、上記例の受託者は、善管注意義務違反になりうることになるが、「民事信託」の現在の実務において、「本来あるべき分別管理の状態」が具体的に何かということがまず問われなければならないと考える。その一つが民事信託預金口座であるとする、同預金口座を利用することが善管注意義務を構成することになる。しかし、果たして、現時点において、民事信託預金口座は、「民事信託」の受託者においてそれを利用しないと義務違反及びそれによる損失填補責任等を問うことができるだけ一般化されたものであろうか。取り扱う金融機関が少数であり、また、商品内容も区々である状況で、当然に民事信託預金口座により管理すべきであるとはいえないように思われる。

善管注意義務の内容として民事信託預金口座を開設しこれにより金銭を管理すべきことが求められることになることを否定することはできないものの、それは、同口座の普及状況によると考える。

イ 「民事信託」の現実からの検討

(ア) 商事信託（信託銀行）との違い

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）に基づいて内閣総理大臣の認可を受けて信託業務を営む銀行その他の金融機関をここでは便宜上「信託銀行」と呼ぶこととする。認可の対象となる金融機関は、兼営法施行令2条に定められており、いずれも預金の受入れをすることができ

28) 能見善久・道垣内弘人編『信託法セミナー(2)受託者』（有斐閣、2014年）201頁以下。

29) 能見ほか編・前掲注28）204頁（能見善久発言）。

る(銀行法10条1項1号等)。信託銀行は、信託契約に基づいて委託者から引き受けた金銭を自行の信託勘定にて管理をし、その金銭を自行の固有勘定へ貸し付けるなどして管理する。信託業務の遂行のための内部体制を整備するべきとされていることは次に述べる信託会社の場合と同じであるが、金銭管理の面では、自ら預金口座の管理を行うことができるという点が最も大きな特色となる。信託会社や「民事信託」の受託者と異なり、たとえば、信託財産に属する預金債権に対する差押えがなされても、その請求債権が信託銀行の固有財産に属する財産のみを引き当てとするものであるときは、自ら第三債務者(民事執行法144条2項)としてそのような差押についての陳述において、対象債権なしなどと回答することができることとなる。

(イ) 商事信託(信託会社)との違い

信託会社は、平成16年の信託業法改正(平成16年12月3日法律第154号)による信託業についての免許又は管理型信託業についての登録を受けた株式会社である。一定の組織を備えていることが免許又は登録を受けるための要件とされているが(信託業法5条1項・信託業法施行規則7条4号等)、金銭の管理方法の点には、信託銀行との大きな違いがある。それは、自ら預金口座を管理することはできず(預金の受入れをすることができず)、一般の事業会社と同様に、預金取扱金融機関にて自社名義の預金口座を開設し、そこに金銭を預け入れるという方法をとるという点である。この場合に開設する預金口座については、実務上も定まったルールがあるわけではないため、その信託会社の固有財産のための預金口座とは別の口座を開設し管理することも、民事信託預金口座と同様の機能(信託財産の独立性保全機能)を有する預金口座に預け入れることも、同一の預金口座に複数の信託の信託財産に属する金銭を一括して預け入れることもありうる。また、固有財産のための預金口座へ預け入れ、帳簿による分別管理を行うことも許容される³⁰⁾。

金銭が信託財産に属することについては証明の問題とする判例の考え方に従えば、信託法37条1項2号口の「計算による方法」を専用の勘定管理システム等で行うことのみが従うべきルールとなる。たとえば、ある信託会社(仮に「X信託会社」とする。)が金銭の信託を引き受けてその金銭の保管を預金取扱金融機関で開設した預金口座への預入れによって行った場合において、X信託会社の固有財産に属する財産のみを引き当てにする債権に係る債権者がその預金

債権に対して差押えをしたときは、X信託会社は、受託者としてその差押えについて第三者異議の訴え（に準ずる訴え）（信託法23条5項、民事執行法38条）を申し立て、その預金債権は自己の固有財産ではなく信託財産に属するものであると主張し、強制執行を阻止することになる。これは、信託法23条5項に定める受託者の職務の内容そのものにすぎないが、そのような職務が実際に遂行されることを期待することができるのは、信託業の免許又は管理型信託業の登録のいずれの要件においても信託業務を的確に遂行するに足りる人的構成を有することが求められており、それは免許等の付与時だけでなく、信託業を営む限り維持しなければならないとされているからである（信託業法5条1項3号・信託業法施行規則7条、信託業法44条1項3号）。つまり、信託会社は、顧客保護のために、受託者が担うべき職務及び義務³¹⁾を確実に遂行することができるような機能をその信託会社自身にビルトインしていることが法律上求められている存在なのである。

(ウ) 「民事信託」の受託者像

自ら預金の受入れを行い預金口座の管理をする信託銀行や、預金の受入れは

30) なお、山中・前掲注6)は、「商事信託の信託口座は、信託会社の固有財産を管理する銀行口座から分離されており、仮に信託会社が破産しても、信託口座の財産が信託会社の倒産手続に服することはないようになっている」（68頁）、「既に商事信託においては普通に信託口座が開設されており、差押え、信託会社の破産や解散（法人の場合）への対処方法などは定まっているものと思われる」（70頁）、受託者の固有財産から分離された銀行口座を開設することは「商事信託において普通に行われている」（71頁）とされる。一方、筆者が複数の信託会社の実務担当者に確認したところによれば、それら信託会社が信託財産を預け入れる預金口座は、民事信託預金口座の3つの要件のうち、要件①及び②を充足するもの、つまり、受託者が預金者であり、「信託口」等の口座名義になっているものであるが、要件③に関する部分については、その預金口座内の金銭が信託財産であったことを前提にして預金取扱金融機関において特別な取扱いをしてくれることとはなっていないとのことであった。

31) たとえば、信託財産に属する財産の管理のために訴訟を行うべき場面において、受託者が自ら訴訟活動をすることは求められておらず、弁護士へ委任すべきとされることがあることは「民事信託」の場合と変わらないが、信託法が定める受託者に対する規律の存在及内容を正確に理解し、具体的な場面で必要に応じて弁護士への委任等を含めた措置をとることができることに信託事務の知識及び経験の有無の違いが発揮されると思われる。

できず他所に預金口座を開設するほかないが自身に信託財産の独立性を確保するための機能をビルトインすることが求められている信託会社と比較して、「民事信託」の受託者はどうであろうか。信託銀行のような自ら預金口座を管理する資格がないことはいうまでもない。また、「民事信託」の受託者になるための資格、とくに財産管理能力を問う規定は、信託法7条があるのみで、そこには一定の知識や経験を有する者のみが受託者になることができるといった規律もない。

筆者の実務経験に照らしてみても、「民事信託」の受託者である者は、次のような状況にあることが大半で、信託業を専業としている信託銀行や信託会社とはおおよそ異なっている。

- ・生身の人間であること（死亡、傷病、加齢による能力低下、経済的困窮、性格、モチベーションの低下等）が信託事務の確実な執行に直接悪影響を及ぼすこと
- ・信託に関する知識及び経験が乏しいため、それによって意図しない任務懈怠がなされる可能性が高いこと
- ・信託目的が達成されるかは受託者の性格や能力によるところが大きいところ、その水準が常に満たされているとは限らないこと
- ・信託事務に割くことができるコスト（時間、労力等）に限りがある一方で、無報酬であることが多く信託事務執行に対するインセンティブが生じにくいこと³²⁾

このような「民事信託」の受託者像を措定すれば、信託目的の達成のために受託者が行うべき信託財産の管理に関する受託者の能力の補完及び負担の軽減をすることこそがその受託者の利益になるだけでなく受益者の保護にもなると思われる。

ウ 小括

32) 受託者と同一人が帰属権利者とされている信託においては、信託財産に属する財産が将来自己の固有財産に属することになる財産であることが十分な管理を行う動機になるかもしれないが、将来の自己の利益を犠牲にして現在の受益者の利益を優先させることが求められた場合には、却って受託者の忠実義務（信託法30条）違反を招く原因になりかねず、信託事務執行に対するインセンティブというには些か頼りないといわざるを得ない。

これまでみてきたように、民事信託預金口座が求められるのは、信託法（受託者の分別管理義務や信託財産に属することの対抗要件、そして（現時点では）善管注意義務）がそれを要求しているからではない。これまでの日本での信託のメインプレイヤーである信託銀行ではなく、また、一定の能力の確保（人的構成要件の充足）が信託業を営む条件とされている信託会社でもない、信託法が求める受託者像からすると心許ない一般の市民が「民事信託」の受託者であるという事実と、そのような受託者の能力を補完し、かつ負担を軽減して信託目的の達成と受益者の保護を図るべしとの価値判断が民事信託預金口座を求めていると考えられる。信託契約の締結によりある日突然受託者とされ、信託法が定める各種の義務及び責任を負うことになった「民事信託」の受託者がその義務と責任を可能な限り全うすることができるようにするための措置（インフラ）が民事信託預金口座に他ならないということが出来る。

(2) 民事信託預金口座の法律関係（法的構造）

民事信託預金口座の法律関係について、「預金」の側面（預金契約の法的性質等）からと、「信託」の側面から検討する。

ア 預金契約の法的性質等

預金契約の法的性質については、消費寄託を本質としつつも、金融商品としての預金口座に付加される様々な顧客向けサービスは委任事務として構成できるとして、委任契約と消費寄託の複合（混合）契約とされる³³⁾。顧客向けサービスは、たとえば、「証券類の取立て、振込金の受入れ、公共料金の自動支払やインターネットバンクなどによる決済、ポイント付加³⁴⁾」などがある。

民事信託預金口座の要件の一つである「金融機関内部において、受託者の個人名義の口座（固有財産のための預金）とは異なる取り扱いがなされること」は、預金者との契約において預金取扱金融機関が行うべきとされた事務であり、上記顧客向けサービスと同じく委任事務に位置づけられる³⁵⁾。

イ 「信託」の側面

(ア) 金銭を預金することについての信託法上の位置づけ

33) 澁谷・前掲注5) 27頁参照。山中・前掲注6) 73頁以下は反対（「純粹口座開設説」が妥当とされる。）。

34) 澁谷・前掲注5) 27頁。

信託法28条は、受託者は、同条各号に掲げる場合には、信託事務の処理を第三者に委託することができるとする。委託することができる「信託事務」及び「第三者」の範囲については、立案担当者によると、「信託事務の内容を第三者の性質に着目した制限は設けていないとされる。すなわち、信託法では、受託者が信託事務の処理を第三者に委託することができる場合を旧法に比べて実質的に拡大していることに鑑み、委託に係る『信託事務』の内容・性質にかかわらず（例えば、弁護士や会計士に専門的な事務を委託する場合であれ、運送業者に信託財産の運送のような機械的な事務を委託する場合であれ）、委託を受けた者は原則としてすべて『第三者』に当たることになる³⁶⁾。」とされ、第三者に含まれないものとして、「受託会社の従業員のように独立性がない狭義の履行補助者³⁷⁾」が挙げられている。この見解に従えば、狭義の履行補助者以外の者に信託事務を委託する場合には、信託法28条及び同法35条の規律を受けることとなる。

受託者が自ら保管すべき信託財産に属する金銭を預金取扱金融機関との間での預金契約を締結し、これにより開設した民事信託預金口座に預け入れることは、「民事信託」の受託者との関係で狭義の履行補助者に当たらない預金取扱金融機関に対して、信託財産に属する金銭の保管という信託事務を委託するものであるとして、「信託事務」の「第三者」への委託に該当するとするならば、信託法28条及び同法35条が適用されることになる。

この点、道垣内弘人教授は、旧信託法の下での解釈である、狭義の履行補助者や独立的な裁量的判断に基づいて事務を執行する者以外の者並びに弁護士、弁理士、会計士及び宅建業者などの専門家をを用いることは、旧信託法26条の適用を受けないとの解釈が現行信託法にも妥当するとされ、「たとえば、土地信託において、ビルを建築するといった事柄は、そもそも『信託事務』の範囲に

35) 澁谷彰久『「信託口預金口座」の法的性質と課題—福祉型管理口座の必要性を考える—』56頁は、信託口預金口座（本稿の民事信託預金口座に相当）には、法的性質の二重性があること、つまり、預金契約上の預金債権者としての当事者と信託契約上の受託者としての当事者の二面性を口座の名義人が持つこと、現在問題となっている、信託口預金口座が普通銀行で開設されるか否かが個別行の判断となっている状況では、この二面性が混乱を招く原因ではないかと指摘される。

36) 寺本・前掲注15) 110頁。

37) 寺本・前掲注15) 110頁。

入らず、適切な建築業者に依頼することが受託者のすべき信託事務内容であり、建築業者への依頼は、信託法28条にいう『第三者に委託すること』には該当しない、また、法律問題についての弁護士への依頼も同様である、と主張されている。[「信託行為の解釈として、『第三者に委託すること』が受託者のすべき信託事務内容となっており、委託を受けた者がすべき行為が信託事務となっていないと考えるべき場合はあるように思われる³⁸⁾。』と主張される。たしかに、「民事信託」の受託者がその管理すべき金銭を預金することは、金銭の保管を第三者である預金取扱金融機関に委託したというよりも、金銭を預金すること自体が信託事務であるという方が当事者の認識に近いように思われる。多額の現金の保管は、預金によって行うことが多いと思われ、少なくとも、これから信託の対象にしようとする委託者の金銭が既に預金された状態にある場合には、委託者の認識も、受託者による管理においても現金を受託者の自宅等の金庫で保管させるのではなく、預金取扱金融機関への預金をさせることにあると思われる³⁹⁾。また、道垣内教授は、先ほどの引用部分に続けて「たとえば、海外の有価証券運用を行う場合、そもそも受託者自身が当該有価証券の保管を行うことは想定されておらず、『海外のカストディアンが保護預かりをする証券への投資』がされていると解すべきであるとも指摘されている。賛成すべきである⁴⁰⁾。」とされる。「受託者自身が行うことは想定されていない」という点は、「民事信託」の委託者及び受託者が、受託者をして金銭の保管を受託者自身が現金で保管することを想定していないということと共通すると思われる⁴¹⁾。とくに、信託財産の独立性保全機能があることが民事信託預金口座と他の種類の預金口座との違いであることが強調されればされるほど、それは金融機関だからこそできる事務なのであって受託者には本来的にできない事務（委託者としても受託者にその遂行を期待していない事務）ということになり、信託事務の第三者への委託ではなく、金銭を民事信託預金口座へ預け入れること自体が信託事務であると構成されるべきことになるように思う⁴²⁾。

預金取扱金融機関への金銭の預入れについて、それが信託事務(金銭の保管)の第三者への委託であっても、それ自体が受託者のすべき信託事務であっても、いずれにせよ信託事務の執行である⁴³⁾。したがって、受託者に金銭を預金する

38) 道垣内・前掲注9) 175頁以下。

権限があることが必要であり、また、善管注意義務の対象にもなる。

預金の預入れが信託事務の第三者への委託であるとするならば、受託者は信

39) 山中・前掲注6) 71頁は、信託口座の開設とそれに伴う預金について、①信託会社も当局も信託業法22条の適用がない前提で動いていること及び②資産流動化法200条から業務委託と捉えられていないこと、③口座開設銀行は信託契約に基づく信託事務を何ら遂行しておらず、その事務は銀行固有の事務であることを根拠として信託事務の一部委託ではないとされる。ここで信託口座とされるものと本稿における民事信託預金口座の異同は明らかでないが、上記①については、本文に述べた当事者の意識の、商事信託(信託会社を受託者とする信託)の実務での表れを見ることができる。ただし、それと同時に、預金が金銭の保管という信託事務の委託と捉えることを否定するものといえるかには少し疑問がある。信託業法22条は、その1項において、信託業務の一部を委託すること及びその信託業務の委託先(委託先が確定していない場合は、委託先の選定に係る基準及び手続)が信託行為において明らかにされていること(同1号)と、委託先が委託された信託業務を的確に遂行することができる者であること(同2号)のすべての要件を満たした場合に限り、信託業務の一部を第三者に委託することができるとし、2項において、信託業法28条の忠実義務等及び同法29条の信託財産に係る行為準則並びにこれらに関する同法7章の規定の適用において、委託を受けた者も信託会社と同じく扱われる旨定める。一方で、信託業法22条3項は、1号において信託財産の保存行為に係る業務を委託する場合には、同条1項1号及び2項は適用しないとする。金銭の保管は、信託財産の保管(「信託会社等に関する総合的な監督指針 平成30年5月」3—4—5(1)⑥)(<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/shintaku/> (2019年5月26日アクセス))であるとして商事信託実務においては信託財産の保存行為に係る業務と捉えることもできる。信託業法22条3項1号の適用があるがゆえに、金銭の保管という信託事務の委託であっても同条の適用を受けないという捉え方もできるのではないか。また、同法22条1項2号については、預金の受入れをライセンスを得て業として行う預金取扱金融機関は「委託された信託業務(金銭の保管—筆者注)を的確に遂行することができる者」であろうから、この点で要件を充足しないがゆえに業務委託ができないということは考えにくい。このように考えると、商事信託の実務において信託業法22条の適用がない前提で動いていることは、必ずしも、預金が金銭の保管という信託事務の一部委託であることを否定するものとは言い切れないように思われる。また、山中弁護士の見解のうち上記③に関しては、同氏の見解と本稿における信託財産の独立性保全機能との関係が明らかでないものの、本文で述べるように同機能を果たす預金取扱金融機関に期待される各事務は、受託者自身では行えない事務であるという意味では、「口座開設銀行は信託契約に基づく信託事務を何ら遂行していない」(山中・前掲注6) 71頁)のであって、これを信託事務の委託とするのは無理があるように思われる。

40) 道垣内・前掲注9) 176頁。

託法35条に従い、選任・監督責任を負う。預金をすること自体が信託事務であるとする場合でも、それが善管注意義務の対象である。いずれの場合であっても、たとえば、その預金取扱金融機関に預け入れておく預金債権が毀損するときは、受託者に、預金契約を解約し、他の金融機関へ預け替える義務が生じられると思われる。

(イ) 委託先の法的責任関係—預金を受け入れる預金取扱金融機関の位置づけ

預金取扱金融機関が信託財産に属する金銭を受け入れた場合の法律関係は、次のとおりである。

①所有関係

受け入れた金銭は占有の移転を受けた預金取扱金融機関が所有することになる。受託者は預金契約に基づく払出請求権（預金債権）を取得する。この預金債権が信託財産に属することになる（信託法16条1号）。

②受託者との関係

預金契約（後述する信託財産の独立性保全機能を発揮するための各種事務を委任するための準委任契約を含む複合的な契約）に基づいて、預金取扱金融機関は、通常の預金業務におけるのと同じく「民事信託」の受託者からの預金の受入れ、払出し、送金等を行う。

③受益者との関係

預金取扱金融機関は、受益者に対しては直接義務を負わない⁴¹⁾。預金契約において預金取扱金融機関は預金者に対して払い出すべき義務等を負うにすぎず、預金者は受託者であって受益者ではないから、この点においても預金取扱金融機関は受益者に対して責任を負わない。

41) 「民事信託」において、受託者に現金のまま保管させることを信託事務とする契約がなされることがあることは、理論上は否定しない（マネロン・テロ資金供与等への悪用が懸念されるのはそのような民事信託である。）。ここでは、委託者が有する預金（正確には、それを引き出して得られる金銭）を対象に信託を設定するという、実務上多く行われている「民事信託」を想定して検討する。

42) 信託口座（民事信託専用口座）を信託事務の委託と消費寄託の混合契約による仕組みの口座と定義する立場を法的にも実務的にも支持できないとするものとして、山中・前掲注6）69頁がある。

43) 道垣内・前掲注9）178頁。

④第三者との関係

預金することが信託事務の第三者への委託であっても、それ自体が信託事務であっても、預金取扱金融機関が受け入れた預金に関する為替取引等の第三者との取引は、信託事務ではない⁴⁶⁾。受託者との預金契約等に基づく行為だからである。

ウ 小括

民事信託預金口座は、預金取扱金融機関と受託者との預金契約に基づいて開設される預金口座である。預金契約は、消費寄託を本質としつつ預金取扱金融機関において預金者のために一定の事務遂行を行うべきとされる事務委任の要素をもち、民事信託預金口座の重要な要件である、「金融機関内部において、受託者の個人名義の口座（固有財産のための預金）とは異なる取り扱いがなされること」は、この事務委任として位置づけられる。

一方、民事信託預金口座は、信託法の観点からは、受託者から預金取扱金融機関に対する信託事務の委託とみることもできる。しかし、信託事務の第三者への委託の範囲に関する議論を及ぼせば、受託者としては民事信託預金口座への預入れそのものが信託事務であると構成することも可能であり、そちらの方が妥当である。いずれの構成によっても、預金取扱金融機関が受益者に対して

44) 信託業法では、信託会社だけでなく信託会社から委託を受けた者も忠実義務、善管注意義務及び分別管理体制等整備義務（28条）、信託財産に係る行為準則（29条（3項を除く））並びに罰則規定の適用を受けるとされる（22条2項）。もっとも、信託会社からの預金の受入れについては、信託財産の保存行為に係る業務（信託業法22条3項1号）又は業務遂行にとって補助的な機能を有する行為（信託業法22条3項・信託業法施行規則29条3号）として、預金取扱金融機関は上記適用を除外されると思われる（前注39）参照。

45) 旧信託法26条3項は「受託者ニ代リテ信託事務ヲ処理スル者ハ受託者ト同一ノ責任ヲ負フ」とし、善管注意義務等の受託者の信託法上の義務や責任を委託先も負い、受益者は、信託法上の受益権に基づいて直接に委託先に対して請求を行うことができるというべきであったであろうとされる（新井・前掲注7）294頁）。受益者が委託先である預金取扱金融機関に対して受益権に基づいて金銭の引渡しを請求することができるようであれば、後述する、FATF勧告での「顧客」には受益者が含まれるとされることなるが、本文記載のように、信託法では受益者と委託先との間には直接の法律関係はない以上、このことから受益者は、原則、顧客管理の対象ではないというべきである。

46) 道垣内・前掲注9）178頁。

直接責任を負うのではなく、預金契約に従い受託者に対する責任を負い、また、受託者は預金先である金融機関が不適切である場合には預金契約を解約し、他所へ預け替えをすべき義務を負うことになる。

(3) 民事信託預金口座の取り扱いの業法上の位置づけ

受け入れた預金を民事信託預金口座にて管理する預金取扱金融機関が従うべき業法（銀行法、信用金庫法）において、民事信託預金口座は、どのような位置づけであるのか。

ア 銀行法

民事信託預金口座の取扱いは、「預金」「の受入れ」（銀行法10条1項1号）に当たるため、銀行のいわゆる固有業務である⁴⁷⁾。預金は、銀行法施行規則に定める業務報告書、日計表では、当座預金、普通預金、別段預金、通知預金、定期預金、定期積金、据置預金、納税準備預金、非居住者預金、外貨預金、譲渡性預金の11種類に分類することとされている⁴⁸⁾。民事信託預金口座は、信託目的にもよるが、たとえば、高齢者の生活費等のための資金の管理や、不動産の賃貸に伴う出入金の管理に用いられる場合には、普通預金を用いると思われる。信託財産に属する金銭の一部について定期預金としたり、定期積立をしたりすることもありうる⁴⁹⁾。なお、銀行は法令に抵触しない限り、いかなる種類の預金等の受入れをなすこともさしつかえない⁵⁰⁾とされる。民事信託預金口座は、本稿で述べているように、通常の普通預金や定期預金とは異なる取り扱いが求められるものである。現在は、その「異なる取り扱い」が銀行ごとに区々であるが、それが統一された場合には、譲渡性預金が昭和54年から預金の種類として加わったのと同じように、新たな預金の種類として加わることも考えられる⁵¹⁾。

47) 渋谷陽一郎「民事信託のための『信託口』口座(2)」金法2103号66頁は、付随業務（銀行法10条2項）の側面もあるとされる。

48) 小山嘉昭『銀行法精義』（きんざい、2018年）115頁。

49) 普通預金、定期預金及び定期積立の各口座について民事信託預金口座を提供する例として西武信用金庫がある（信託フォーラム編集部「地域金融機関における事業承継・民事信託～西武信用金庫における信託への取組を中心に」信託フォーラム9号64頁）。

50) 小山・前掲注48) 115頁。

また、銀行は、普通預金口座開設の申入れを必ず受けなければならないという法律上の義務を負うわけではない一方で、一度、普通預金契約が成立すれば、その後は、顧客が金銭を通帳とともに差し出す限り原則としてこれを受け入れなければならないとされる⁵²⁾。開設義務がない一方で、一度開いたら受入れを拒否することができないのだから、民事信託預金口座の適正な運用（後述するマネロン・テロ資金供与リスク対策）は、開設時の対応がとくに重要となる。この点は後述する。

銀行は、預金の受入れに関し、預金者の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金に係る契約の内容その他預金者に参考となるべき情報の提供を行わなければならない（銀行法12条の2第1項）。その趣旨は、金利の自由化によって商品設計が自由になると多様な預金商品が生じ、利用者や預金者にとって分かりづらく、十分な説明がないと誤解に基づいて契約してしまうことが起こりがちなため、そのような混乱を防止するための枠組みを整備することにある⁵³⁾。内閣府令である銀行法施行規則13条の3第1項は、金利（1号）や手数料（2号）等と並んで、「その他預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」（4号ル）を、それを記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付の対象として定めている。預金取扱金融機関ごとに民事信託預金口座における信託財産の独立性保全機能の範囲や発揮のされ方は区々であるから、顧客の選択の自由を確保するためにも、「預金等の預入れに関し参考となると認められる事項」に当たるものとして、信託財産の独立性保全機能の範囲等について、顧客に対し書面の交付とそれに基づく説明がなされるべきである⁵⁴⁾⁵⁵⁾。

イ 信用金庫法

信用金庫は、預金の受入れ業務を行うことができる（信用金庫法53条1項1号）。信用金庫は、協同組織金融機関としての性質から会員制が採られている

51) 現在のところ、民事信託の利用数を把握するのは困難であるが、もし、本文のような取扱いがされた場合には利用数の把握がより容易になると思われる。ただし、口座の開設は信託設定の要件ではないため、全部の民事信託を捕捉することはできない。

52) 小山・前掲注48) 119頁。

53) 小山・前掲注48) 225頁。

が（信用金庫法10条以下）、預金の受入れについてはこれを会員に限ることとはしていないから、銀行について述べたことが当てはまる⁵⁶⁾。預金者に対する情報提供についても同じである（信用金庫法89条1項・銀行法12条の2・信用金庫法規則102条1項4号ル）。

(4) 信託財産の独立性保全機能の法的根拠

民事信託預金口座の要件の一つである「金融機関内部において、受託者の個人名義の預金口座（固有財産のための預金口座）とは異なる取り扱いがなされること」の法的根拠は何か。

ア 概論

受託者に属する財産であっても信託財産に属する財産は、受託者の固有財産とは別扱いされる。これは、信託財産の独立性と呼ばれる⁵⁷⁾。信託法は、受託者の死亡、受託者の債権者による強制執行等、受託者の破産手続及び相殺という具体的場面ごとにこれを規定している。その内容は、以下、順次みていくが、実定法上は信託法がその根拠であることは当然である。では、そのような信託法が認める信託財産の独立性を預金取扱金融機関が保全すべきとされる根拠はあるか。民事信託預金口座は、その3つめの要件である「金融機関内部におい

54) なお、地域金融機関が民事信託の受託者を相手方（顧客）として預金等のいわゆる固有業務（銀行法10条1項）を提供する場合に適用される規制・監督は、基本的に通常の銀行業務を行う際に適用されるものと同じだが、信託受託者が取引相手であるために特に留意が必要となる事項も存在するとされるのは、矢向孝子『民事信託関連商品の動向とその規制・監督』信託フォーラム7号24頁。

55) 竺原・前掲注2）62頁は、信託口座（本稿の「民事信託預金口座」に相当一筆者注）の商品性は、金融機関ごと、また、当該金融機関が個人向けに提供している通常の流動性預金と異なることから、提供可能な信託口座の商品性を丁寧に説明し、商品性の誤認を防止し、ニーズに合致しているかを改めて顧客に検討してもらうことが重要であるとされる。

56) 受託者に対する融資と、「会員に対する資金の貸付け」（信用金庫法53条1項2号）との関係が問題になると考えられるが、検討は別稿に譲る。

57) 四宮和夫『信託法〔新版〕』（有斐閣、1989年）181頁、能見善久『現代信託法』（有斐閣、2004年）44頁、新井・前掲注7）348頁、道垣内・前掲注9）110頁。寺本・前掲注15）97頁は「受託者の債権者による信託財産の属する財産に対する強制執行は、原則として禁止され、例外的に一部の債権に限ってこれが可能とされており、これをもって『信託財産の独立性』といわれている」とされる。

て、受託者の個人名義の預金口座（固有財産のための預金口座）とは異なる取り扱いがなされること」こそが重要であると考えるが、そもそもそのような取り扱いを預金取扱金融機関がしなければならない義務はあるのであろうか。

まず、信託財産の独立性について定める信託法の規律の内容を確認し、それを踏まえて、その実効性を高める役割を預金取扱金融機関が担うべきとする根拠について検討する⁵⁸⁾。

イ 受託者（預金者）の死亡

(ア) 前受託者の死亡による信託財産の法人化

人の死亡により相続は開始し（民法882条）、その相続人は相続開始時から、被相続人の一身に専属したものを除いて被相続人に属した一切の権利義務を承継する（民法896条）。受託者である個人が死亡すれば信託財産に属する預金債権といえども一身専属性があるとはいえないため、相続財産を構成しそうであるが、信託法74条1項が受託者の死亡によってその任務が終了した場合には、「信託財産は、法人とする。」としているため、上記預金債権は受託者であった被相続人の相続財産とならない。したがって、前受託者の相続人は、信託財産のための預金口座からの払出し等を求める権利を有しない。一方、法人とされた信託財産は、新受託者が就任したときは、成立しなかったものとみなすとされ（信託法74条4項本文）、新受託者は、前受託者の任務が終了した時に、その時に存する信託に関する権利義務を前受託者から承継したものとみなされる（信託法75条1項）。信託法によれば、新受託者が就任したときは、前受託者の任務終了時、つまり、前受託者の死亡による受託者の任務終了（信託法56条1項1号）の場合には前受託者の死亡時に、新受託者は信託財産に属する預金債権を取得することになる。

したがって、預金取扱金融機関が前受託者の相続人からの求めに応じて払い出してしまった場合は、無権限者に対する払出しであるから、準占有者に対する弁済（民法478条。平成29年改正による民法478条では受領権者としての外観を有する者に対する弁済）をはじめとする、無権限者への弁済が有効とされるための法律構成により新受託者からの預金債権に基づく払出請求を預金取扱金

58) 本文記載の場面のほかに、外部機関からの各種の調査・照会（税務調査、弁護士法23条の2に基づく弁護士会からの照会等）に対しても受託者の固有財産とは区別して対応を行うことが期待されることを指摘されるのは、竺原・前掲注2）63頁。

融機関が拒絶することができるかどうかが問題となる。また、弁済が有効とされた場合には、新受託者は、預金の払出しを受けた前受託者の相続人に対して不当利得（民法703条）としてその返還を求めることになる。

(イ) 新受託者が就任しない場合の信託財産管理者と信託財産法人管理人

新受託者が速やかに就任することができないときなどには、利害関係人による申立てを受けた地方裁判所⁵⁹⁾により、信託財産管理命令がなされ、信託財産管理者が選任される（信託法64条1項）。信託財産管理者は、受託者の職務の遂行並びに信託財産に属する財産の管理及び処分をする権利を専属的に有するが（信託法66条1項）、保存行為又は信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において、その利用若しくは改良を目的とする行為の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならない（信託法66条4項）。これによると、信託財産管理者は新受託者が選任されるまでの間、保存行為である金銭の預入れは裁判所の許可なく可能であるが、信託財産に属する預金債権に基づいて引き出すことができるかどうかは、それが「信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内」か否かにより定まる。この点は、後述する。また、利害関係人の申立てにより、裁判所は、信託財産法人管理人による管理を命ずる処分をすることができる（信託法74条2項）。信託財産法人管理人の権限の範囲は、信託財産管理者と同様である（信託法74条6項・66条）。

ウ 受託者名義の預金への差押え

信託法23条1項によると、信託財産責任負担債務に係る債権に基づく場合を除き、信託財産に属する財産に対しては、強制執行や仮差押えをすることができない。また、これに違反してされた強制執行や仮差押えに対しては、受託者又は受益者は、異議を主張することができ、この場合は民事執行法38条及び民事保全法45条の規定を準用するとされている（信託法23条5項）。受託者は信託事務執行として善管注意義務に従い、また、受益者は、受益権に基づく受託者に対する監督権限の一環として、それぞれ、訴訟提起をする資格が認められるとされる⁶⁰⁾。

59) 任務が終了した受託者の住所地を管轄する地方裁判所が管轄権を有する（信託法262条3項）。

60) 道垣内編・前掲注20) 114頁以下（加毛明）。

エ 受託者に対する破産手続き等の開始

信託法25条1項によると、受託者が破産手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、破産財団に属しないとされ、同条4項によると、受託者が再生手続開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する財産は、再生債務者財産に属しないとされる。

たとえば、破産管財人が信託財産に属する預金債権について破産財団を構成するものとして取り扱おうとするときは、受託者（任務終了事由に該当するときは新受託者）が破産管財人に対して取戻権（破産法62条）を行使することができる⁶¹⁾。

なお、受託者が破産手続開始の決定を受けたことは、信託行為に別段の定めがなされない限り（信託法54条1項柱書但書）、受託者の任務終了事由とされている（同項3号）。そのため、信託財産に属する預金債権が、前受託者から新受託者へ承継される点は、上記アの受託者が死亡した場合と同様である。

オ 受託者（預金者）に対する相殺

信託法22条1項本文は、受託者が固有財産に属する財産のみをもって履行する債務（固有財産等責任負担債務）に係る債権を有する者は、当該債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と、原則、相殺することができないとする⁶²⁾。

61) 伊藤真『破産法・民事再生法（第3版）』（有斐閣，2014年）421頁。

62) 「民事信託」の受託者に対する融資は、実務上、受託者の固有財産に属する財産をも責任財産として行われること（信託法21条1項5号参照）が多いと思われるため、詳細な検討は省略するが、限定責任特約（信託法21条2項4号）等により融資を行う場合には、その相殺について次のような規律がある。

信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負ういわゆる信託財産限定責任負担債務に係る債権を有する者、たとえば、ノンリコース・ローンの債権者については、その債権をもって受託者の固有財産に属する債権に係る債務（たとえば、受託者の固有財産に属する預金債権に係る債務）と相殺することができず、①そのローン債権者がその債権を取得した時（たとえば、そのローンに係る契約をした時）又はその固有財産に属する債権を負担した時（たとえば、受託者の固有財産に属する預金を受け入れた時）のいずれか遅い時において、その固有財産に属する債権（受託者の固有財産に属する預金債権）が信託財産でないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合、又は②受託者が相殺を承認した場合には、ローン債権者は、相殺することができる（信託法22条3項、4項）。

たとえば、次のような場合である。

【事例 I—1】

（事例 I において受託者名義の預金口座（民事信託預金口座ではない）を開設した後、）B1は、信託設定前に自宅の建築資金をS1から融資を受けて調達しており、それを10年にわたり返済してきたが、B1の勤務する会社が倒産したため転職を余儀なくされ、住宅ローンを返済するのが困難となった。S1は、その他の事情も勘案し、B1が有する預金との相殺によって回収することを検討している。

上記事例において、S1は、受託者B1が負担するローン債務に係る債権者として、その債権をもって信託財産に属する預金債権に係る債務と相殺することはできない。相殺の意思表示をしたとしても、その相殺は無効⁶³⁾（効力が生じない、2つの債権はそのまま存在しているという意⁶⁴⁾）である。

例外的に債権者からの相殺が可能な場合は、①固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権を負担した時のいずれか遅い時において、当該信託財産に属する債権が固有財産に属するものでないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合、②当該固有財産等責任負担債務に係る債権を有する者が、当該債権を取得した時又は当該信託財産に属する債権に係る債務を負担した時のいずれか遅い時において、当該固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかった場合又は③信託法31条2項各号（利益相反行為の禁止の解除事由）に掲げる場合において、受託者が相殺を承認した場合のいずれかである。

カ 機能の根拠

第三者による事務は、受託者との契約に基づく事務であって、それ自体が信託事務ではないことからすると、信託法による規律の対象ではない。信託財産の独立性が損なわれそうになったとき（信託財産に属する財産があたかも固有

63) 村松ほか・前掲注17) 62頁。

64) 道垣内・前掲注9) 142頁。

財産に属する財産のように取り扱われそうになったとき)は、信託法は、受託者又は受益者がその権限を行使して、その防止を図る(第三者異議の訴え(民事執行法38条)に準じた訴訟(信託法23条5項)の提起等)こととしているのであって、受け入れた金銭が信託財産に属するものであっても、信託法が預金取扱金融機関に一定の行為義務を課すものではない。また、現行法制上、預金取扱金融機関に対して民事信託預金口座の取り扱いにあたり一定の義務を課すものも存在しない。銀行法や信用金庫法上は、預金の受入れ(銀行法10条1項1号、信用金庫法53条1項1号)としての規律を受けるにすぎない。

民事信託預金口座が有すべき信託財産の独立性保全機能の法律上の根拠は、受託者と預金取扱金融機関との間で締結する預金契約(事務委任の要素)に求めるほかない。

信託財産の独立性保全機能が民事信託預金口座を取り扱う預金取扱金融機関が負う契約上の債務の履行にすぎないとすると、次のことがいえると考えられる。

①信託財産の独立性保全機能の内容は、契約によって定まるため、「民事信託」の受託者と預金取扱金融機関との間での個別の合意によって定まること、②その一方で、大量の事務処理を前提とする金融機関事務において民事信託預金口座ごとに個別対応をするということは実務上困難であるため、内容の定型化が求められること、③その定型化は、各金融機関単位で異なることは許容されても、信託財産に属する預金債権であることを前提としない(固有財産に属する財産と取り扱いを区別しない)ものは許されるべきでないことである⁶⁵⁾。

民事信託預金口座のもつ信託財産の独立性保全機能は、同口座に係る預金契約により委任された事務を預金取扱金融機関が遂行することにより発揮されるものである。預け入れられた金銭が信託財産に属するものであったこと(預入れにより金銭の占有が受託者から預金取扱金融機関に移転しているため口座内の金銭はもはや信託財産に属する財産ではない)や、預金者たる受託者が有する預金債権が信託財産に属すること自体から民事信託預金口座につき受託者の固有財産との別扱いを受けるための法律効果が当然に生じるものではない。民事信託預金口座の「信託財産の独立性保全機能」は、預金取扱金融機関の受任事務遂行の結果にすぎないことを確認しておきたい(そのため、本稿は、信託財産の独立性保全「効果」ではなく「機能」と呼ぶこととしている)。

次に、預金契約(それに含まれる事務委任の部分)の内容となるべき民事信

託預金口座の信託財産の独立性保全機能の内容を具体的な実務対応を踏まえて検討したい。

(5) 信託財産の独立性保全機能の内容

民事信託預金口座による信託財産の独立性保全機能が発揮されるべき具体的な場面とその内容について、受託者の死亡、受託者名義の預金への差押え、受託者に対する破産手続等の開始及び受託者に対する相殺のそれぞれに分けて検討する⁶⁶⁾。

ア 受託者（預金者）の死亡

預金者たる受託者が死亡しても、信託財産に属する預金債権は、受託者の相続財産に含まれず、法人とされることは前述した。その預金契約の当事者、預金債権に係る債務者である預金取扱金融機関は、どのように対応するべきか。

65) なお、民事信託の設定を支援する士業等において口座開設を支援する義務があるかという問題があるとの指摘がある（渋谷・前掲注14）31頁）。さらに、民事信託の受託者において民事信託預金口座開設義務があるかという問題（善管注意義務の問題）もある。受託者の民事信託預金口座開設義務については、前述のとおり、現在のところ、この義務が対象とする民事信託預金口座が備えるべき内容（信託財産の独立性保全機能）自体が一義的に定まっていなため、どのような預金口座を開設すれば義務を履行したことになるのかが明らかでない以上、そのような開設義務を受託者に課すこと及び士業等において開設を支援する義務があるということは難しいように思われる。反面、民事信託預金口座が備えるべき商品内容が一義的に定まり、そのような預金口座が広く利用可能な状況になったときは、受託者の善管注意義務の具体化としての民事信託預金口座の開設義務が問われることもあり得ると思われる。士業等における口座開設支援義務についても口座開設義務が肯定されることが前提になると考える。士業等における口座開設支援に関して、山中・前掲注6）75頁は、民事信託に関連する任意団体は、その所属会員が関与する案件においては、信託口座（本稿における民事信託預金口座とは必ずしも一致するものではないように思われる一筆者注）の開設を義務（努力義務を含む）付ける内部規程を制定すべきではないだろうかとされる。

66) なお、民事信託預金口座の導入において、顧客CIF（Customer Information File）を受託者個人名義の口座に係るものと民事信託預金口座に係るものとで区別することが必要であると聞く。大量処理が求められる預金口座の管理において、それにより両者が混同されないようにするということの重要性は否定できないが、そのような混同を避けたいうえで預金取扱金融機関がその民事信託預金口座につき何をすべきであるのかがより重要なのである。

たとえば、次のような場合が考えられる。

【事例Ⅲ—1】

B3には、妻W3、長男E3及び二男F3がいる。事例Ⅲの金融機関S3にて民事信託預金口座を開設した後、B3は、信託契約に基づいて信託事務を遂行していたが、交通事故に遭い死亡した。B3には遺言がない。

金融機関S3の窓口において、次の者がB3名義の民事信託預金口座について払出しを求めた場合、S3はどのように対応するべきか。なお、いずれの例も相互に無関係なものとする。

- ①自らがS3名義の預金全部を取得する旨の遺産分割協議書を持参したW3
- ②民法909条の2に基づいて預金債権の行使を申し出たE3
- ③信託財産管理者に任命されたとして裁判書を持参したF3
- ④新受託者に就任したことを証する書類を持参したE3
- ⑤B3死亡後、新受託者を欠く状態が1年間継続したため信託は終了し、清算受託者に就任したという弁護士P3
- ⑥B3死亡後、新受託者を欠く状態が1年間継続したため信託は終了し、残余財産に属する預金債権は自らに帰属したという帰属権利者F3

(ア) 共通する対応

受託者が死亡したことを知った後で払出しが求められた場合には、払出しを求める者が誰であるかにかかわらず、預金取扱金融機関は出金等の預金取引を停止するべきである。この取引停止措置は、事例【Ⅲ—1】のように、様々な利害関係者が現れる場面において、真の預金者（債権者）を確認するための猶予を得て過誤払いを防止するためのものである。したがって、預金者が確定した場合には、直ちにこれを解除して取引に応じるべきことになる。

(イ) 預金の払出しを求める者ごとの検討

①相続人（事例の①と②について）

受託者であった者の相続人が払出しを求めても、預金取扱金融機関はこれに応じるべきではない。民事信託預金口座に係る預金債権は、信託財産に属するものであり、相続財産でないからという理由で断るべきである。

なお、受託者であった者の相続人が「前受託者の相続人等」（信託法60条1項）として、その職務である「信託財産に属する財産の保管」をするために払出しを求めてきたときはどうか。この場合の相続人は、新受託者等又は信託財産法人管理人が信託事務を処理することができるに至るまで保管等を行う者であるから（信託法60条2項）、後述のとおり、新受託者が払出しを求めればこれに応じることとする民事信託預金口座においては、既に「保管」されている状態にある金銭について、これを引き出すことが「保管」に当たるとは考え難いため（預金取扱金融機関が危機状態にありそのままでは預金債権が毀損する状況下では払出しを受けることが「保管」のために必要であるとされることはありうる。）、預金取扱金融機関において払出請求に応じる必要はないと思われる。

②信託財産管理者（事例の③について）

信託財産管理者は、保存行為、信託財産に属する財産の性質を変えない範囲内において利用若しくは改良を目的する行為、又は裁判所の許可を得てこれらの範囲外の行為（たとえば処分行為）をすることができる（信託法66条4項）。保存行為とは、財産の現状を維持する法律行為であるとされ、期限の到来した債務の弁済や、腐敗しやすい物の法律的処分（売却）のように、財産全体として観察して現状の維持とみられる法律行為をすべて包含するとされる⁶⁷⁾。

ここで、信託財産管理者に信託財産に属する預金債権を行使してその預け金を受領する権限があるかが問題になる。預金債権は払出しを受けることで消滅する。また、弁済の受領について、法的観点からは「処分行為」にあたるとする見解もあり⁶⁸⁾、同じく民法103条に拠るとされる管理型信託業（信託業法2条3項1号）に関するものではあるが、「金銭債権が現金に変わる回収行為については、字義通りに解すれば『財産の性質を変更した』に当たるといわざるをえない」と説明されている⁶⁹⁾。これらの解釈からは、信託財産管理者には預金の払出しを求める権限はないということになる。

一方、預金債権は、払出しを受けることで消滅する点では一般の金銭債権と同様であるものの、払出しにより受ける金銭は再び預け入れることで容易に預

67) 我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明「第5版 我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権」（日本評論社、2018年）223頁。

68) 谷口知平・石田喜久夫編『新版注釈民法(1)』（有斐閣、1988年）313頁（高梨公之・高梨俊一）。

金債権とすることができるから、預金債権と金銭（現金）の関係は、貸金債権のような一般の金銭債権と金銭（現金）とは異なり、金銭の存在形式に相違があるだけで経済的には同質であるといえることや、信託財産管理者に預金の払出し権限がないとすると、金融機関の信用状況の悪化等により信託財産に属する財産を保全するために預け先を変更したいという場合にも、裁判所の許可が必要とされ、速やかな払出請求ができなくなってしまうことから、払い出された金銭が財産管理者の権限外行為で利用（費消）されるおそれはあるものの、その場合はその金銭の処分が信託財産管理者の権限外行為とされれば足りるから、財産の性質を変更しない範囲内の利用行為又は場合によっては保存行為であるとされれば、信託財産管理者は、裁判所の許可なく預金の払出しを受けることができることになる。この場合、民事信託預金口座を取り扱う預金取扱金融機関は、必要書類の確認後、信託財産管理者からの払出請求に応じるべきことになる。

なお、前受託者の死亡時に、新受託者が信託財産に係る権利を承継したものとみなされるとする規定（信託法75条1項、56条1項1号）との関係で、新受託者就任までの間に一定の期間を要した場合で、その間に信託財産管理者の求めに応じて行った払出しの効力が問題となるが、信託法75条3項により、信託財産管理者による預金債権行使が否定されないため、払出しは無権限者に対する弁済にはならないと思われる。

③新受託者（事例の④について）

新受託者は、その就任により前受託者の死亡時に信託に関する権利を承継したものとみなされるから（信託法75条1項）、預金取扱金融機関は、その者が新受託者であることを確認するために、前受託者の任務終了事由の発生を証する書面（除籍謄本等）と、信託契約における新受託者となるべき者を指定する定め、指定された者が就任を承諾した旨を証する書面及び新受託者が本人であることを証する書面等の提出を受けて、これらを確認する。なお、受託者の変更に伴い預金者を変更され⁷⁰⁾、民事信託預金口座を新規開設することになるた

69) 小林卓泰・植田利文・増島雅和・青山大樹『Q & A新しい信託業法解説』（三省堂、2005年）34頁以下は、本文に引用した部分に続いて、管理型信託会社による金銭管理の管理回収業務に関する信託業法の運用における柔軟な解釈が望まれるとしている。

め、後述する、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認等も行うことになる。

④清算受託者（事例の⑤について）

清算受託者は、信託が終了した時以後の受託者であり（信託法177条）、信託の清算のために必要な一切の行為をする権限を有する。その職務内容の一つとして、「信託財産に属する債権の取立て」（信託法177条2号）がある。民事信託預金口座に係る預金債権は信託財産に属する財産であるから、清算受託者はこれを引き出す権限がある。預金取扱金融機関は、信託が終了したこと、払出しを求める者が清算受託者であること等を確認し、払出しに応じることになる。なお、預金取扱金融機関は、清算を経て信託が消滅したことを知ったときは、民事信託預金口座の解約手続きを行うべきことになる。

⑤帰属権利者（事例の⑥について）

帰属権利者（残余財産受益者も同じ。）は、民事信託預金口座に預け入れた金銭を引き出すことができるか。帰属権利者は、残余財産の帰属すべき者（信託法182条1項2号）である。残余財産として預金債権がある場合で、その譲渡について預金取扱金融機関が承諾し、帰属権利者が預金者となれば、帰属権利者は払出しを求めることができると思われる。しかし、そのような譲渡承認がないかぎり、預金者は依然として清算受託者であるから、帰属権利者からの払出請求には応じるべきでないことになる⁷⁰⁾。

イ 受託者名義の預金債権への差押え

信託財産に属する預金債権に対して強制執行をすることはできないこと、そして、これに違反してなされた強制執行に対しては受託者又は受益者が民事執行法38条を準用した異議を主張することができることは、前述したとおりである。民事信託預金口座に対する強制執行がなされた場合の預金取扱金融機関は、

70) 前受託者に帰属していた信託財産のための預金口座がその同一性を保ったまま新受託者に承継されるとすると、預金口座の譲渡手続・名義変更手続を行うのが本来であるように思われるが、新受託者名義の預金口座を新たに開設し、前受託者名義の預金口座からそこへ振り替えることも許容されると考える。

71) 竺原・前掲注2) 67頁の注18参照。なお、残余財産受益者等に払戻しを行う商品性とするものも存在する（吉原毅「家族信託の発展と金融機関の対応について」新井誠編集代表『高齢社会における信託制度の理論と実務』（日本加除出版、2017年）146頁）。そのような預金商品の場合には、金融機関の対応は、本文記載のものとは異なるものとなる。

どのように対応すればよいか。

【事例Ⅲ—2】

(事例Ⅲの金融機関S3にて民事信託預金口座を開設した後) B3は、1000万円を支払うべきとの判決を受け、判決は確定した。この1000万円を支払うべきとされた原因は、次のとおりである。B3の各債権者(G3, H3)は、B3が任意に支払わないため、強制執行手続きを採ることとした。金融機関S3は、どのように対応するべきか。なお、いずれの例も相互に無関係なものとする。

- ①B3が被害者G3に対して負った、信託財産に属する建物の保存の瑕疵を原因とする民法717条1項に基づく損害賠償責任
- ②B3が取引先H3に対して負った、個人事業上の不法行為に基づく損害賠償責任

(ア) 預金取扱金融機関の関与

自己が管理する預金債権が強制執行手続きにおける差押債権となった場合の預金取扱金融機関は、第三債務者の陳述の催告を受け、その陳述を行い(民事執行法147条1項)、差押債権者からの取立てを受け(同法155条)、供託をするか(同法156条)、取立訴訟の被告となる(同法157条)。ここでは、民事信託預金口座を取り扱う預金取扱金融機関が行う第三者債務者としての陳述について検討する⁷²⁾。

(イ) 請求債権が信託財産責任負担債務に係る債権である場合(事例の①について)

事例【Ⅲ—2】の①のG3が有する債権は、信託財産に属する財産も固有財

72) 鈴木秀昭「信託を利用した高齢者取引」金法2105号29頁は、受託者の固有財産が負担すべき債務に係る債権者による債権差押命令の申立てについて、差押目的債権である預金債権が信託財産に属する場合の預金口座が、受託者の氏名のみ口座であれば差押命令が発令され、受託者である旨も表示された口座であれば、執行裁判所が同預金債権の被差押適格を認めないことがありうる旨指摘される。これは、請求債権が信託財産を引き当てにしない債権であることが明らかである場合について検討されたものと理解するが、本稿の問題意識は、請求債権が信託財産を引き当てにするものであるかどうかが預金取扱金融機関において判然としない場合のその対応にある。

産に属する財産もともに引き当てとする債権である。信託法23条1項の「信託財産責任負担債務に係る債権（中略―筆者）に基づく場合」であるから、民事信託預金口座に係る預金債権に対する強制執行は許される。

では、差押債権者であるG3の申立てによりなされた第三債務者の陳述の催告について、金融機関S3は、いかなる陳述を行うべきか。陳述事項は民事執行規則135条1項により、i. 差押に係る債権の存否並びその債権が存するとき、その種類及び額（1号）、ii. 弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由（2号）等である⁷³⁾。

上記i.（差押債権の存否や、種類及び額）については、差押債権あり、預金債権、×××円などとなると考えられる。

また、上記ii.（弁済の意思の有無及び弁済する範囲又は弁済しない理由）については、B3が信託事務として融資を受けた場合等S3がB3に対する債権を有していて相殺をするときなど弁済の意思がない場合にはその旨を、そのような競合がない場合には、弁済の意思あり、弁済の範囲は請求債権の範囲内で全部（弁済しない理由なし）などとなると思われる。

(ウ) 請求債権が固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務（以下「固有財産責任負担債務」という。）に係る債権の場合（事例の②について）

事例【Ⅲ―2】の②のH3が有する債権は、B3の固有財産に属する財産のみを引き当てにするものである。信託財産に属する財産を引き当てにすることはできない。預金取扱金融機関は、上記(イ)で挙げた民事執行規則135条1項の記載事項にあてはめると、i.（差押債権の存否や、種類及び額）については、差押債権なしなどとなると考えられる。ii.（弁済の意思の有無、弁済する範囲又は弁済しない理由）については、記載することは当然ないことになる⁷⁴⁾。

73) そのほか、iii. 差押債権者に優先する権利を有する者があるときについて（民事執行規則135条1項3号）、iv. 他の債権者の差押え等があるときについて（同項4号）、v. 滞納処分による差押えについて（同項5号）の各記載事項があるが省略する。

74) 渋谷・前掲注47) 66頁は、「該当のない旨」、「同一性が確認できない旨」、「弁済の意思がない旨」、「受託者の個人口座ではなく『信託口』口座（本稿での民事信託預金口座に相当）である旨」などと陳述することが考えられるとされる。

(エ) 請求債権がどちらであるか不明な場合

上記(イ)及び(ウ)では、請求債権が信託財産責任負担債務に係る債権であるか、固有財産責任負担債務に係る債権であるかが預金取扱金融機関において判明していることを前提としたが、そもそも、どちらであるかが同金融機関において把握できているとは限らない。差押命令の発令において執行裁判所が、請求債権が信託財産責任負担債務に係る債権であり、差押債権がその引き当てになることを判断した上で、同命令がなされるのであれば、預金取扱金融機関は、差押の対象となることを前提として陳述等・対応をすればよいが、そのような実務は確立していない⁷⁵⁾。第三債務者に対する陳述の催告は、差押命令正本が第三債務者に送達される際になされるため(民事執行法147条1項)、預金取扱金融機関が得られる情報は、差押命令が引用する別紙である当事者目録と請求債権目録に記載されたものしかない。当事者目録には、差押債権者の氏名等、債務者である受託者⁷⁶⁾の氏名等及び第三債務者としての預金取扱金融機関の名称等が記載されるから、これのみでは判断しかねる。請求債権目録については、まず、請求債権が、差押債権者の債務者に対する他の債権と識別することができる程度に特定して記載することを要するとして⁷⁷⁾、執行力ある債務名義についての、作成機関、事件番号(公正証書番号)及び債務名義の種類が記載される。また、元金や附帯請求(利息と損害金)についても表示される。その他、督促手続費用及び仮執行宣言申立手続費用、執行費用、これらの金額の合計額、

75) 鈴木・前掲注72) 29頁以下が、受託者の固有財産に属する財産が負担すべき債務に係る債権が請求債権とされた場合において受託者であることの表示がなされている預金口座を差押債権とする執行命令が発令されるかは、執行裁判所が当該預金に「債務者の責任財産に属する一応の外観」があるかどうかに左右される旨論じられているように、執行命令が出るかどうかの基準が現在のところ明らかでないのである。

76) 債務者の欄に「受託者」等の表示がされることはない。強制執行の場合、債務者の氏名、住所等は、執行力ある債務名義の正本(たとえば、確定判決(民事執行法22条1号)の表示と一致することが必要だからである(相澤真木・塚原聡編著『民事執行の実務【第4版】債権執行編(上)』(きんざい、2018年)64頁)。「受託者」は信託契約上の地位であり、売買契約であれば「売主」「買主」に相当するものである。法人が訴訟当事者である場合の法定代理人である代表者の表示(株式会社における代表取締役等。民事訴訟法133条1項1号・37条)とは異なる。

77) 相澤・前掲注76) 101頁。

取立金の充当関係が記載される⁷⁸⁾。これらの記載からもやはり請求債権が信託財産責任負担債務に係る債権かどうかは分からない。問題となるのは、請求元金を特定するにあたり、「請求債権の内容は債務名義に表示されているから、原則として、債権の種類、発生原因等を記載する必要はなく、金額のみを記載すれば足りる」という実務上の取り扱いにおいて⁷⁹⁾、「例外」として、請求債権が信託事務執行により生じたものであることを記載することが許されるかどうかである。実務上の上記原則的取り扱いは、請求債権の発生原因が直接強制執行手続の進行に影響を与えるものではなく、詳しい内容は債務名義である確定判決等を読めば分かることを前提にしているように思われる。しかしながら、民事信託預金口座を取り扱う預金取扱金融機関が第三債務者として把握できる情報は、前述のとおり、債権差押命令とその別紙の記載から得られるものに限られ、また、第三債務者の陳述の提出期限は2週間以内（民事執行法147条1項）と時間も限られている。請求債権が信託事務により生じたものであるか否かにより、第三債務者として取るべき対応は大きく異なること、それによって民事信託の受託者及び受益者の保護が図られる程度も大きく左右されることから、例外的な取り扱いとして、元金の表示においてその発生原因を記し、それが信託事務執行によるものである旨を記載することも許容されるべきである。

ウ 受託者に対する破産手続等の開始

受託者が破産手続や再生手続の各開始の決定を受けた場合であっても、信託財産に属する民事信託預金口座に係る預金債権は、破産財団や再生債務者財産に属しない（信託法25条1項4項）。受託者の破産については、次のような場面を想定することができる。

【事例Ⅲ—3】

（事例Ⅲの金融機関S3にて民事信託預金口座を開設したこととする。）B3は、食品の輸入販売業を営むL3株式会社（以下「L3社」という。）の代表取締役であったが、輸入元が倒産した影響を受けてL3社は債務超過となり、個人保証をしていたB3に対しても破産手続開始の決定がなされた。

78) 相澤・前掲注76) 101頁以下。

79) 相澤・前掲注76) 102頁。

破産管財人はM3弁護士が選任された。M3弁護士は、B3の財産を調査した結果、「委託者A3受託者B3 信託口」と表示された預金通帳を発見し、その残高が残っていたため、預金取扱金融機関S3に対して、その払出しを求めた。

破産管財人は、破産財団に属する財産についてのみ管理権限を有するため、これに属しない民事信託預金口座からの払出しを求めることはできない。預金取扱金融機関は、払出しに応じるべきではない。また、受託者が破産手続開始の決定を受けたことは、受託者の任務終了事由であるから（信託法56条1項3号）、預金取扱金融機関は、受託者に対する破産手続開始決定がなされたことを知ったときは、出金等の預金取引の停止措置をとることになる。

ただし、民事信託預金口座への出入金について受託者の固有財産に属する金銭が含まれており、その金額が特定された場合には、一つの預金債権のうち固有財産に属するものとして特定された金額の全体に対する割合に相当する共有持分が破産財団に属することになるため、相当する金額の払出しについては応じなければならないと思われる。

エ 受託者（預金者）に対する相殺

受託者が固有財産に属する財産のみをもって履行する責任を負う債務に係る債権を有する者は、原則、その債権をもって信託財産に属する債権に係る債務と相殺することはできない（信託法22条1項）。たとえば、次のような場面を想定することができる。

【事例Ⅲ—4】

（事例Ⅲの金融機関S3にて民事信託預金口座を開設した後）B3は、信託設定前に自宅の建築資金をS3から融資を受けて調達しており、それを10年にわたり返済してきたが、B3の勤務する会社が倒産したため転職を余儀なくされ、住宅ローンを返済するのが困難となった。S3は、B3が有する預金との相殺によって回収することを検討している。

預金取扱金融機関S3は、相殺することができない。仮に相殺の意思表示をしたとしても、相殺による債務消滅は生じないから、B3が払出しを求めた場

合には、S3はこれに応じなければならない。問題は、相殺が許容される例外規定に該当するかどうかである。信託法22条1項但書1号2号の場合と、同条2項の場合に分けて検討する。

(ア) 信託法22条1項但書1号2号の場合

まず、1号は、要件の一つとして、「信託財産に属する債権が固有財産等に属するものでないことを知ら」ないことを定めているが、民事信託預金口座を取り扱う預金取扱金融機関が相殺しようとしている預金債権が受託者の固有財産に属するものではないことを知らない（受託者の固有財産に属するものと信じていた）ということとはありえない。

次に、2号は、「固有財産等責任負担債務が信託財産責任負担債務でないことを知ら」ないことを要件の一つとしている。受託者の個人的な借入れについて、それが信託財産責任負担債務でないことを知らなかった（信託財産責任負担債務であると信じていた）ということは、理論上はありえても、信託事務としての借入の際には信託受託者である旨を契約書に明記する実務に照らすと、実際に生じるとは考えにくい。

以上によると、信託法22条1項但書を理由として金融機関から相殺するのは難しいと思われる。

(イ) 信託法22条2項の場合

信託法22条2項は、同法31条2項各号に掲げる場合において、受託者が相殺を承認したときは、相殺は有効である旨を定める。たとえば、受託者B3の窮状をみかねた委託者兼受益者A3が信託法31条2項2号の定めに従い相殺に関する重要な事実の開示を受け承認したうえで、B3が金融機関S3に対して相殺を承認する場合が考えられる。

預金取扱金融機関としては、受益者及び受託者の各承認を証する書面の提出を求めるなどすることになる。

もっとも、場合によっては、信託財産に属する預金債権の大半が相殺により消滅することにより、信託の目的を達成することができなくなったとして、信託が終了することにもなりかねない（信託法163条1号）。相殺による債権回収が受益者の利益を不当に損なうことのないように慎重な検討が求められると思われる。

(6) 預金保険法との関係

民事信託預金口座を開設した預金取扱金融機関が破綻した場合の預金保険法の適用関係はどうなるか。

なお、預金保険法の適用は、信託財産の独立性とは関係がない。信託財産の独立性とは、信託財産について受託者が自己に属するにもかかわらず、そこからの利益を受けることができないがゆえに固有財産とは異なる取り扱いを受けべきというものである⁸⁰⁾。これに対して、預金保険法は、預金者等の保護等を図るため、必要な保険金等の支払等の金融機関の破綻の処理に関する措置等の制度を確立し、信用秩序の維持に資することを目的とするものである（預金保険法1条参照）。預金保険法は、預金者の保護、ひいては信用秩序の維持を目的とするものであり、受託者に属する財産のうち特定の物について特別な扱いをすべきという信託財産の独立性とは何らの関係もない。

信託財産から生じる利益は受益者に帰すべきであるとして、預金保険の保護の対象は受託者ではなく受益者とすべきという考えもありうるかもしれない⁸¹⁾。しかし、預金保険法の「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権者をいうとされ（預金保険法2条3項）、預金等とは、預金や定期積金をいうとされているから（同条2項1号2号）、預金者は、受益者ではなく、受託者と

80) 道垣内・前掲注9) 111頁参照。

81) 渋谷陽一郎「民事信託のための『信託口』口座(3)」金法2105号64頁は、「ペイオフは、権利帰属主体であり名義人である受託者を基準として運用されているかもしれないが、経済的利益帰属主体である受益者を考慮する必要はないか」とされる。また、信託における権利の二重性をどのように従来の預金業務の枠に当てはめるのかといった重大な問題提起もされる。ただし、本文で述べる現行の預金保険法の定めからすると「預金者」を基準に考えざるを得ず、また、受託者が複数の信託を引き受けている場合にそれらが預金者である受託者に名寄せされて処理されてしまう結果となることは受益者の不利益が大きいものの、そのようなリスクを含んでいる管理方法が預金口座による管理なのであり、ペイオフが不満であるならば無利息の普通預金口座によるという選択も可能であるから（複数の信託を引き受ける信託会社ではそのような対応をしているようである。）、この預金保険の場面に限っては、現在の運用がそれほど不合理であるとは思われない。仮に、受益者を基準にして名寄せするとした場合の方が、受益者が複数の場合はどうするか（とくに受益者ごとに受益権割合が異なる場合）といった対応がより困難な事態になりかねなくなることが危惧される。

いう以外にない。この「預金者等」を単位として、金融機関と預金保険機構との間で保険関係が成立し（預金保険法49条1項）、保険事故が発生した場合の保険金の支払がなされる（同法53条1項）。金融機関破綻時に、預金保険機構が把握しなければならない預金等に係る債権の額も各預金者が有する額であるとされ（同法55条の2第1項）、金融機関が資料を提出すべきであるのは各預金者等の氏名又は名称及び住所、預金債権の内容等の事項についてのものである（同条2項）。

預金保険法は、このように、「預金者等」を単位としているから、預金者である受託者を基準とせざるを得ない。したがって、「民事信託」の受託者が複数の信託を引き受けた場合、たとえば、父を委託者とする事業承継目的での株式の信託と、母を委託者とする自宅不動産の管理のための信託とを各委託者の長男に引き受けさせた場合、同一の受託者のために2つの民事信託預金口座が開設されることになるが、もし、信託期間中に、預金口座を開設した金融機関が破綻した場合には、2つの民事信託預金口座（受託者が固有財産のための預金口座の開設を受けていた場合はその預金口座も）は合算されて処理されることになる。

4 手続法上の問題

(1) 預金の受入れにあたって確認を要する事項・対象者

犯罪収益移転防止法及びFATF対応の観点から、預金の受入れにあたって確認を要する対象者及び事項を検討する。

ア 犯罪収益移転防止法

犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）は、特定事業者に対して、顧客等との間で、特定業務のうち特定取引を行うに際しては、省令で定める方法により、当該顧客等が個人の場合には、氏名等の本人特定事項、取引を行う目的及び職業を、当該顧客等が法人の場合には、名称等の本人特定事項、取引を行う目的、事業の内容及び実質的支配者がいるときはその者の本人特定事項を確認（以下「取引時確認」という。）すべきとする（4条1項）。

預金取扱金融機関は特定事業者であり、その行う業務は特定業務とされ（犯

罪収益移転防止法4条1項・別表上欄・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(以下「犯罪収益移転防止法施行令」という。)6条1号), 預金の受入れを内容とする契約の締結(犯罪収益移転防止法4条1項・別表下欄・犯罪収益移転防止法施行令7条1項1号イ)が特定取引とされる。したがって, 民事信託預金口座を開設するに当たっては, 預金取扱金融機関は, 顧客等に対してその本人確認事項等を確認しなければならない。問題は, 金融機関が取引時確認を行うべき相手方である「顧客等」が誰であるかである。

「顧客」とは, 「顧客(中略)又はこれに準ずる者として政令で定める者をいう」とされ(犯罪収益移転防止法2条3項), 犯罪収益移転防止法施行令5条1項は, 政令で定める者について「信託の受益者」としている(勤労者財産形成促進法等の特別法に基づく契約に係る者は除かれる。)

「顧客」については, 「取引(transaction)の相手方である。取引の内容が契約の締結である場合は, 契約の相手方が顧客となる。」との記述がある⁸²⁾。これによると, 民事信託預金口座の開設に当たっては, 預金金融機関は, これに係る預金契約の当事者である受託者を「顧客」として取引時確認を行うべきことになる。

また, 「特定事業者が特定業務において行う特定取引の相手方をいい, これに当たるか否かについては, 取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰であるかということと, 取引の利益(計算)が実際には誰に帰属するのかということを経合して決定されるものです」との見解がパブリックコメント⁸³⁾において示されている。これに関して, 「顧客がどの者であるかについては形式的に判断されるものではなく, 実質的な判断が必要とされる。すなわち, 犯収法でいう『顧客』とは, あくまで『直接利益の真の帰属者』をいうのであり, 現に相手方になろうとしている自然人又は法人の本人確認を行えば取引時確認の義務を果たしているとは限らない」との記述がある⁸⁴⁾。一見すると, 民

82) 中崎隆・小堀靖弘『詳説 犯罪収益移転防止法・外為法(第3版)』(中央経済社, 2018年)31頁。

83) 警察庁・共管各省庁平成20年1月30日付「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する意見の募集結果について」(17頁)の別紙2(1)(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000033963>(2019年3月18日アクセス。以下「平成20年1月パブコメ」という。))。

84) 中崎ほか・前掲注82)32頁。

事信託預金口座開設に当たっては、受託者ではなく信託の利益が帰属すべき受益者が「顧客」に該当するのではないかと考える余地があるようにも思える。しかし、引用した先の記述に続いて、「単なる手足又は身代わり」の場合が例として記されており、その場合には手足や身代わりである来店した者ではなく、その背後で、「取引を行うに際して取引上の意思決定を行っているのは誰か」「取引の利益（計算）が実際には帰属するのか」「を総合して決定されるべき」とされている⁸⁵⁾。

信託法が予定する信託においては、受託者が信託財産に属する財産の権利者であり、排他的に権限を行使し、これを管理し、その管理の結果生じる利益については、受益者が享受する。そこには、信託財産の管理について受益者が意思決定をし、受託者がそれに従うという関係はなく、受益者が得られるのは信託財産の引渡しその他の信託財産の給付という形による利益であって、預金取引自体によって受益者が何らかの利益を受けるものではない。したがって、平成20年1月パブコメによる「顧客」の定義においても、民事信託預金口座の開設における「顧客」は、預金者である受託者のみというべきである。

なお、前述した「信託の受益者」も「顧客等」として取引時確認の対象とされているが、ここでいう「信託」は、商事信託、つまり特定事業者である信託会社や信託銀行が自ら受託者となって設定される信託であり、「信託の受益者」は、そのような商事信託の受益者であって、民事信託の受益者とは関係がないというべきである⁸⁶⁾。

イ FATF対応

(ア) 「民事信託」の位置づけ

2019年に実施されるFATF⁸⁷⁾第4次対日相互審査に向けて、金融庁は2018年2月に「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を公表し、各種監督指針⁸⁸⁾についても改正している。これらの文書において「民事信託」への対応は明示されていないものの、これらの元となるFATF勧告⁸⁹⁾には、「法的取極（legal arrangements）」の一形態として「明示信託（Express trust）」に対する対応が掲げられている。この明示信託の受託者（Trustee）には、「取引関係の上で受託者として活動し、報酬が支払われている専門

85) 中崎ほか・前掲注82) 32頁。

家の場合もあれば（例えば、国・地域によっては弁護士や信託会社）、専門家でない場合もある（例えば、家族のために無償で活動する者⁹⁰⁾）とされており

86) 中崎・前掲注82) 34頁は、「信託契約との関係では、受益者に指定された者も顧客等に含まれるとして、範囲を限定している。また、警察庁・共済各省庁平成27年9月8日付「『犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令案』等に関する意見の募集結果について」別紙1のNo.7は、「新令（犯罪収益移転防止法施行令のこと―筆者注）第7条第3項『同一の顧客等』の『等』は、新法（犯罪収益移転防止法のこと―筆者注）第2条第3項及び新令第5条の『信託の受益者』を規定しているものと理解している。新令第7条第3項においては、『顧客』とするのが適当と考えるが、あえて『信託の受益者』を規定する趣旨を御教示願いたい」との質問に対して、「新令第7条第3項の取引についても、例えば同項第1号の現金等受払取引については、特定事業者と信託の受益者との間で行われることが想定されるためです。」と回答された。

(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000133365>(2019年3月18日アクセス) ここでは、信託の受益者が取引の当事者となり特定事業者から現金等受払取引を行うことを想定しているが、これを民事信託預金口座の場合で考えると、特定事業者である預金取扱金融機関の相手方となるのは、受託者であり、預金者でない受益者が取引を行うことはできない。

犯罪収益移転防止法の条文解釈についていうと、「顧客等」（同法2条3項・同法施行令5条）は、「信託の受益者」を含むとされていることから、文理上、民事信託の受益者が除外されているとは言いがたいと解したとしても、次のような理由から、民事信託の受益者が確認対象になることはないと考ええる。つまり、犯罪収益移転防止法第4条第1項は、特定事業者は、顧客等との間で、特定業務のうち特定取引を行うに際しては、当該顧客等について、一定の事項の確認を行わなければならない旨を定め、確認義務は、「顧客等との間で」「特定取引を行うに際して」生じるとされる。これを民事信託預金口座開設についてみるに、預金取扱金融機関と民事信託の受益者との間で「特定取引」である預金の受入れを内容とする契約の締結（同法施行令7条1項1号イ）をすることはないため、民事信託の受益者に対する確認義務が生ぜず、同人は確認対象にならないことになる。犯罪収益移転防止法上は、民事信託の受益者が「顧客等」に含まれることは想定されていないというべきである。そのこと自体の問題点は、後述する。

87) FATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)は、マネロン・テロ資金供与対策のための国際基準を策定する多国間の枠組みである。1989年のアルシュ・サミット経済宣言によって設立され、現在は34カ国・地域と2機関が加盟している(財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf_40_240216.htm) (2019年3月27日アクセス))。

88) 「主要行等向けの総合的な監督指針」Ⅲ—3—10—2等、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」Ⅲ—3—1—3—1—2等。

り、「民事信託」の受託者も含まれている。

(イ) 確認対象者

まず、預金取扱金融機関が「民事信託」の受託者との間で預金口座の開設や預金取引を行う際の管理対象である「顧客 (customer)」の意義が問題となる。「顧客」に該当する者は、FATF勧告10が定めるように顧客管理措置の対象となり、たとえば、その本人確認等が行われることになる。民事信託預金口座の開設及びそれによる預金取引における「顧客」は、受託者か、受益者か、委託者か、それともそれ以外の者を含むであろうか。

この点、受託者が「顧客」に含まれることに問題はない。預金契約の当事者は受託者であることは前述のとおりである。また、同じ理由から、委託者及び受益者その他の信託関係者が「顧客」に該当することもないと考えられる。

もっとも、身元を確認すべき対象者として顧客のほかに「受益者」が挙げられている(勧告10(iv)(b))。仮訳上の「受益者」は、原文では「beneficial owner」と「beneficiary」の2種類があり、信託の受益者である「beneficiary」は、勧告25でのみ用いられており、その他の「受益者」は「beneficial owner」とされていることを確認しておきたい。「beneficial owner」とは、「最終的に顧客を所有し、又は支配している自然人及び／又は取引の効果が帰属する者をいう。また、法人又は法的取極めを最終的にかつ実質的に支配している者も含む⁹¹⁾。」とされている。信託の受益者であることではなく、その者が「最終的な所有又は支配 (ultimately owns or controls)」しているか、「最終的に実質的に支配 (ultimately effective control)」している場合に「受益者 (beneficial owner)」として管理の対象になるとしている。信託法は、信託について、信託法3条各号に掲げる方法のいずれかにより、受託者が一定の目的(中略)に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的を達成するために必要な行為をすべきものとする(2条1項)とし、受託者が信託財産に属する財産の権利者となり、

89) 原文は英語であるが、本稿では適宜「FATF勧告(仮訳)」(以下「勧告(仮訳)」という。) (https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216_1.pdf)及びその「FATF勧告の解釈ノート(仮訳)」(以下「解釈ノート(仮訳)」という。) (https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/fatf/fatf-40_240216_2.pdf) (いずれも2019年3月26日アクセス)を用いて説明する。

90) 前注89)「解釈ノート(仮訳)」の用語集「Trustee」の欄。

91) 前注89)「解釈ノート(仮訳)」の用語集「Beneficial owner」の欄。

その管理処分権限を排他的に有するとしつつ、信託法2条6項及び7項によれば、受益者は受託者に対して信託財産に属する財産の引渡し等を請求することができる権利を有するにすぎない。そこでは、当然には信託の受益者が受託者（顧客）を所有又は支配する関係は想定されていない。したがって、信託の受益者は、原則、「beneficial owner」に該当しないというべきである。委託者についても同様である。もっとも、例外的に、受託者が信託財産の管理又は処分を指図に従って行うべきとする信託における、その指図をする権限（指図権）を委託者又は受益者が有している場合には、それらの者が「beneficial owner」に当たるとされることも考えられる。この場合には、信託内部において受託者は信託財産の管理処分権の行使を独立して行うことができず、指図に従って行うにすぎない者だからである。受益者等が「顧客を所有」する関係がそこにあると考えられる。

以上の検討を踏まえての民事信託預金口座を取り扱う預金取扱金融機関の実務対応としては、まず、民事信託契約書の内容の確認は欠かすことができない⁹²⁾。次に、管理対象である「顧客」は原則「民事信託」の受託者であるものの、信託契約上、受託者以外の者が指図権を有する旨が定められている場合にはその指図権を有する者を「受益者 (beneficial owner)」として管理すべきことになると思われる。

(ウ) 確認事項に関して

もう一つの「受益者」である「beneficiary」は、「信託契約によって利益を享受する権利が与えられている単独又は複数の者をいう⁹³⁾」とされており、「民事信託」の受益者はこれに該当する。この意味での受益者については、勧告25が「各国は、権限ある当局が、適時に、信託設定者、受託者及び受益者に関する情報を含む明示信託に関する十分で、正確かつ時宜を得た情報を得ることができ、又はそのような情報にアクセスできるように確保すべきである」としている。引用部分から分かるように、この勧告は「各国は」と国に対する措置を求めているもので、金融機関に対して求める措置について定めるものではない。

92) FATF勧告10の「解釈ノート」のC.5.(a)(i)においても、名称、法的形態及び実在性の証明を信託証書 (deed of trust) 等を通して得られる情報により行うべきことを定めている。

93) 前注89)「解釈ノート (仮訳)」の用語集の「beneficiary」の欄。

この勧告の定めから、直ちに預金取扱金融機関が民事信託預金口座を開設した「民事信託」の受託者の背後にいる受益者までも管理対象とすべきとしていると読むことは難しいといわざるを得ない。現行法制上は、犯罪収益移転防止法かマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関するガイドライン⁹⁴⁾において、上記情報を収集するための手当てがなされる必要があると思われる。

(2) 民事信託が孕むマネロン及びテロ資金供与リスク⁹⁵⁾

ア 民事信託特有のリスク

信託一般に、委託者から受託者への財産権の移転、登記等の制度がある場合の名義人の変更、財産の属性及び数並びに財産権の性状を転換する機能があることや、信託の効力は当事者間での契約の締結又は自己信託のみで発生させることができることから、その利用により、犯罪による収益を自己から分離し、当該収益との関わりを隠匿することができるため、信託は、犯罪による収益移転に悪用される危険性があるといえる⁹⁶⁾。

民事信託の場合には、これに加えて、①受託者に資格要件も登録制度もなく存在と実態を把握するのが困難であること、②信託財産とすることのできる財産の種類に制限がなく違法な資金源泉の隠匿や保管に都合がよく、かつそれを規制する手段がないこと、③後見制度における家庭裁判所のような公的な監督機関がなく、モニタリングや不正の是正措置がないことから、不正な目的での利用を覚知し制限することが困難であることから、マネロン・テロ資金供与リスクは一般的にはより高度と言わざるを得ない。

イ 想定される悪用例

94) 同ガイドラインは、FATF勧告10が定めるEnforceable Means（強制力ある方法）に該当するものとされている（平成30年2月6日付「『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）』及び『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について」No1（<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180206/gaiyou.pdf>（2019年3月26日アクセス））。

95) ここでの記述は、拙稿「民事信託業務に対するFATFの影響」信託フォーラム10号71頁以下に依拠し、図と説明を追加したものである。

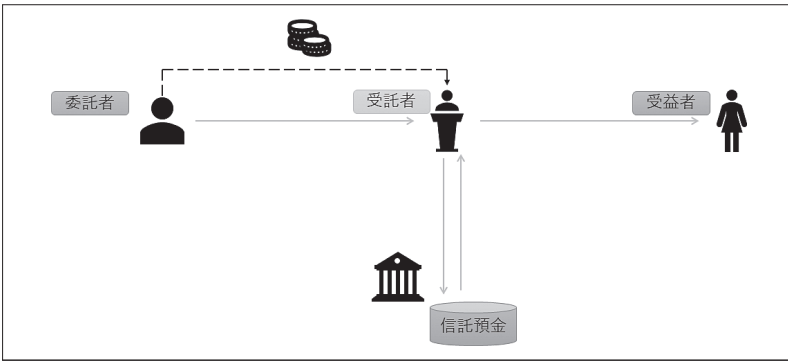
96) 商事信託に関するものであるが、国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（平成30年12月）37頁（<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/risk/risk301206.pdf>（2019年3月20日アクセス））。

口座開設時、預金取引時及び信託終了後の各時点において、次のような民事信託預金口座の悪用が想定される。図中の破線が真に意図する資金の流れであり、実線が仮装された信託による金銭の流れである。

(ア) 口座開設時

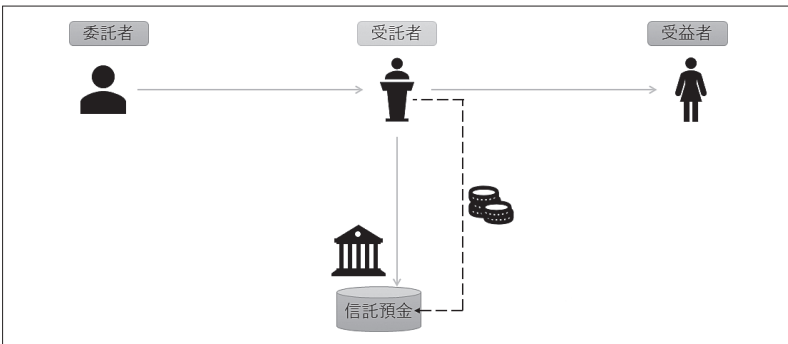
①信託の存在の偽装

委託者を装ってその有する違法な収益を受託者に当たる者へ移転することを目的として、財産管理や資産承継の名目で信託の設定を仮装し、その金銭を預け入れるための預金口座を開設する場合。



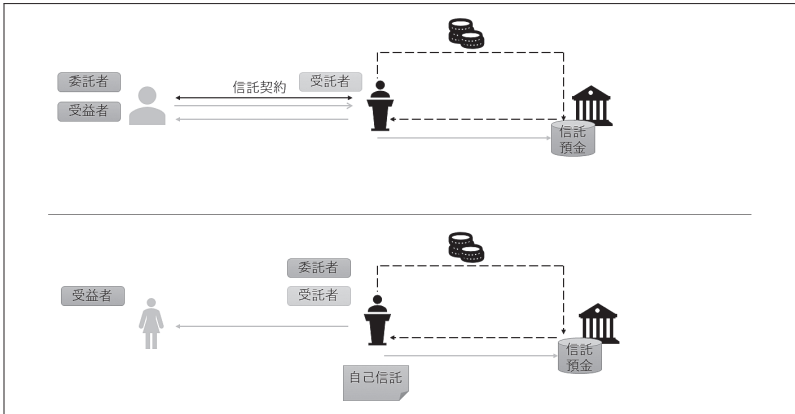
②受託者の口座開設権限の濫用

一旦は適正な目的で設定された民事信託の受託者が、固有財産として取得した違法な収益を隠匿するために信託口座を開設し預け入れる場合



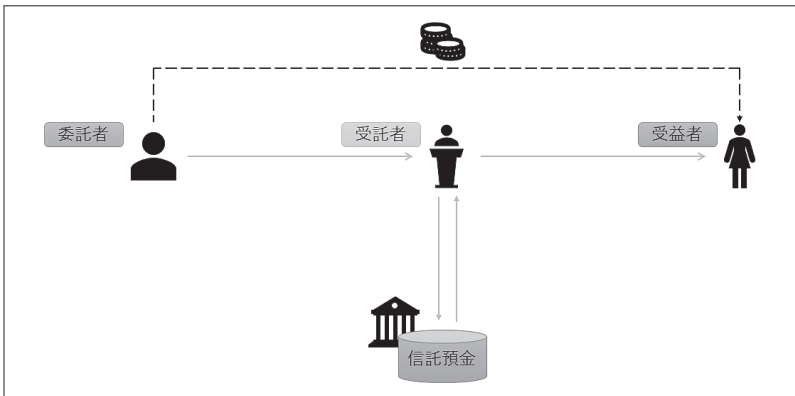
③委託者や受益者の存在の仮装

自らが有する犯罪収益の起源を偽装するために、実在しない委託者からの信託の引受け、または実在しない受益者のための信託（自己信託）を仮装して、民事信託の受託者が預金口座を開設する場合



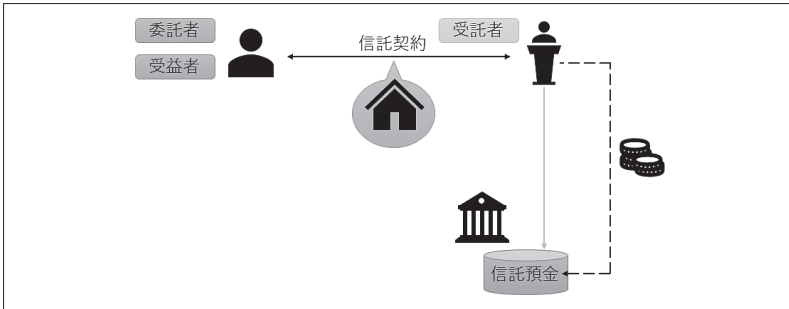
④藁人形としての受託者との取引

違法な収益を持つ者からの直接移転を回避するために、藁人形としての受託者を介在させ、その受託者から収益を移転させることを目的として預金口座を開設する場合



⑤信託の目的との乖離

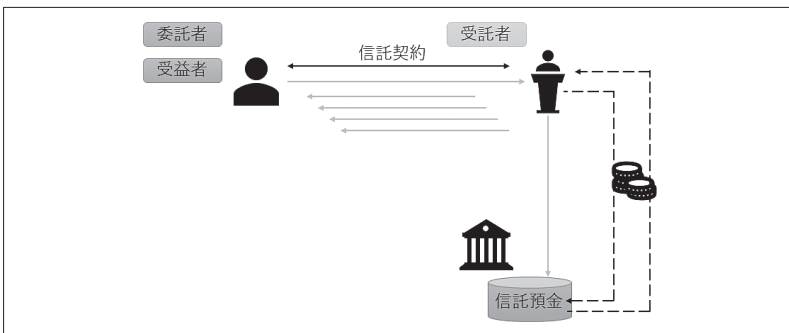
認知症を懸念して、父を委託者、子どもを受託者として自宅の管理処分を目的とする民事信託の受託者が、自宅を未だ売却していないにもかかわらず多額の金銭を預け入れるためだとして預金口座を開設する場合



(イ) 預金取引時

①信託目的との不整合

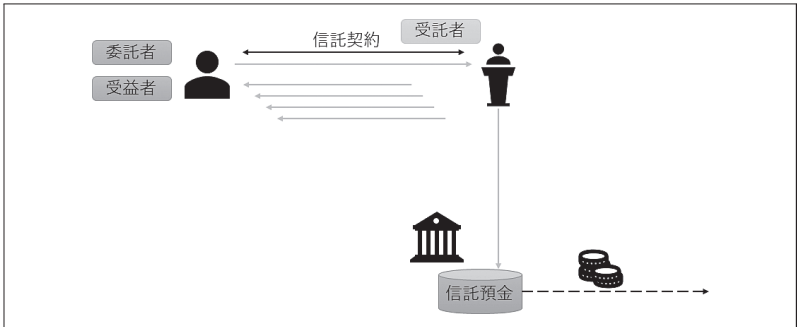
父の生活費の管理を目的としてその預金の大部分を信託財産として引き受けたという民事信託の受託者が、違法な起源を隠匿するために、短期間のうちに預金全額を引き出してしまう場合又は、反対に、長期間全く引き出しをしない場合



②受益者以外の者への支払い

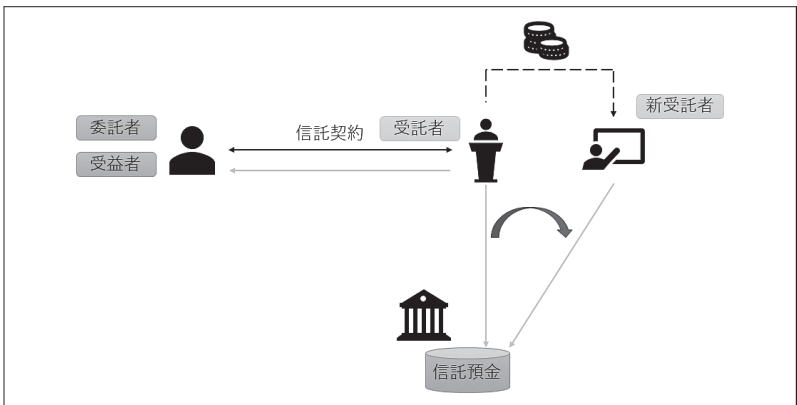
父の生活費の管理を目的として金銭を引き受けたという民事信託の受託者が、

違法な起源を隠匿するために、受益者以外の者への送金を依頼する場合



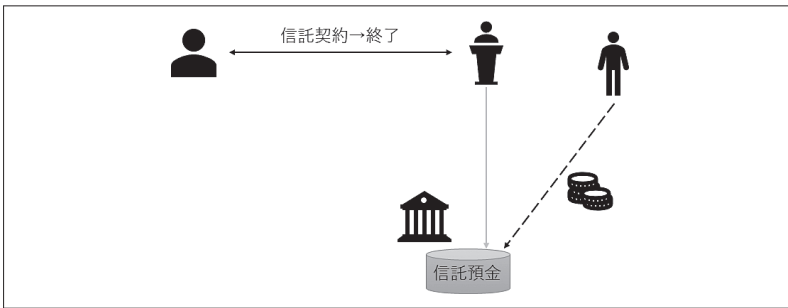
③ 受託者の変更

受託者変更により預金者を変更することで違法な収益を新受託者へ移転する場合



(ウ) 信託終了後の口座の放置・流用

信託の終了・清算が終了し、受託者に属する信託財産は無いにもかかわらず、信託口座が放置され、口座売買等を経るなどして、犯罪収益の隠匿に利用される場合



(3) 最低限必要となる「民事信託」の要件（契約書の要件（実体面））

上記(2)において確認したマネロン・テロ資金供与リスクを低減させるために最低限必要と思われる「民事信託」の要件はどのようなものかについて検討する。民事信託預金口座は、前述したとおり、受託者を預金者とするものであるから、信託が有効に成立していることが前提となる。信託が無効であれば、受託者による預金取引も無効になりかねないから、その民事信託が成立要件及び有効要件を備えていることも当然必要であるが⁹⁷⁾、ここでは、マネロン・テロ資金供与リスクを低減させるという観点に絞っての「民事信託」の要件を検討する。この観点からは、①委託者と受託者の意思に基づく契約であること、②「民事信託」を利用する理由や動機（信託利用の必要性）が明白であること、③信託財産に属する金銭の管理方法や用途が明らかにされていること、④信託目的、信託財産の管理方法及び受益債権の内容の各定めが一貫していること、⑤当初信託財産から残余財産に至るまでの過程が明確に定められていること、⑥受託者が誰であるかが客観的に明確に定まることなどが考えられる。以下、順に検討する。

ア 委託者と受託者の意思に基づく契約であること

「民事信託」の委託者は、高齢であることが多いため、委託者の意思能力の存在やその意思に基づいて信託が設定されたことが注意点として挙げられることが多い⁹⁸⁾。しかし、マネロン・テロ資金供与リスク低減の観点からは、委託者だけでなく、受託者についてもその意思に基づいて民事信託を設定しているかどうかを確認すべきである。委託者と受益者が通謀して、受託者を藁人形に

する場合（上記(2)イ(ア)の④）もありうるからである。

イ 「民事信託」を利用する理由や動機（信託利用の必要性）が明白であること

「民事信託」の利用者（委託者、受託者及び受益者）は、その利用について理由や動機（信託利用の必要性）を有しているのが通常である。たとえば、後見制度では行き届かない認知症後の財産管理や、遺言では困難な相続対策を求めるなどである。そのような理由や動機が明らかでない場合は、不正な目的を秘匿しての利用を疑わざるを得ない。なぜならば、「民事信託」の受託者は、信託法が定める各種義務や所有者としての責任、そして信託事務の手間といった重い負担を負うにもかかわらず、信託業法の適用を受けないためにこれに見合う報酬を得ないこととすることが多いからである。とくに、金銭を信託財産とする場合には、信託銀行が低廉な手数料で財産の管理や承継に特化した信託商品（商事信託）を提供しているため、「民事信託」の利用の必要性はそれだけ低くなる。他の方法や現存する商事信託では対応することができない強い理

97) 民事信託の受託者との取引の開始に先立つ信託契約書の確認の必要性については、富田雄介「金融機関からみた家族信託の信託契約書実務」信託フォーラム 8号46頁。預金取引については、受託者が預金取引をする権限を有することが明記されているか、明記されていない場合に、預金取引が「信託の目的の達成のために必要」（信託法26条本文）といえるか、預金取引の権限を明示的に否定されていないかなどを確認すべきとされる。また、竺原・前掲注2）64頁以下は、金融機関が信託口座（本稿の民事信託預金口座に相当）について真の預金者を巡るトラブルに巻き込まれないために信託契約のチェックが必要であるとして、①信託法上の無効・取消原因としての訴訟信託（信託法10条）、詐害信託（信託法11条）、受託者の利益享受の禁止（信託法8条、2条1項）、委託者の意思能力の欠缺がそれぞれないこと、②受託者の口座開設、預金払戻及び預入等の各権限の定めがあること、③受託者の任務終了事由が客観的な事象や判断権者が明確な定めとなっていることや新受託者の速やかな就任のための定めがあること、④受益者が誰であるかが不明確でないこと、⑤その他、親族間での遺留分侵害等によるトラブルになる可能性はないこと、信託終了の規定が明確であること、信託関係者や信託契約の内容が変更になる規定が適切かどうか、受託者以外の者について金融機関への直接の権利が規定されていないか、全ての金融取引について信託口座を開設した金融機関に限定されるような定めとなっていないか、当該金融機関が提供する信託口座の商品性と明らかな矛盾はないかなどをチェックするべきであるとされる。

98) たとえば、富田雄介「家族信託と委託者等の判断能力」信託フォーラム 6号106頁以下。

由や動機が存在するかどうかは、「民事信託」を利用してのマネロン・テロ資金供与でないかどうかを判断する基準の一つになると考えられる。

ウ 信託財産に属する金銭の管理方法や用途が明らかにされていること

信託の対象とされた金銭をどのように管理するのか、また、どのような用途に利用されるのかが信託契約上明らかでない場合、これを引き受ける受託者の立場に立ってみれば明らかなように、何をすればよいか、何をしないと義務違反になるかが分からない信託ということになる。そのため、真に受益者のための財産管理を目的とする信託であり、受託者にその達成を望むのであれば、受託者が何をすべきであるのかが信託契約上明らかにされるはずである。もし、何もしないということが求められる信託目的であったり、一定期間経過後は一定の給付をすべきであるとされ、それまでは保管すること自体が信託事務であったりする場合は、上記イで述べた理由・動機に適合しているかを確認すべきである。単に、財産の名義変更を伴う権利移転及び保管の継続により、収益の源泉を曖昧にするために利用されるものではないことが確認されなければならない。

エ 信託目的、信託財産の管理方法及び受益債権の内容の各定めが一貫していること

金銭を信託財産とする場合には、その金銭の管理によって受益者が得られる利益の内容（信託目的）と、その利益をもたらすために受託者が行うべき管理（運用）方法、そして、その利益が現実に発生した場合の受益者への引渡しに関する定め（受益債権の内容）が一貫しているはずである。信託目的が特定の受益者の安定した生活の支援のために定期的に生活に必要な金銭を交付することとしておきながら、信託財産に属する金銭の運用方法についての制限がなく、どのような運用も許容されるような信託は、信託目的とされた事項と信託財産の運用として可能な受託者の権限の定めとの規定上の乖離が大きく、真実そのようなものを設定する意思が委託者にあるかどうかについて疑義が生じる。また、運用成果を受益者が受け取れるとされていない信託についても、受益者が存在する信託でありながら受益者が利益を受けることができないということであり、マネロン・テロ資金供与目的も含めた信託の不正な利用が疑われる。

オ 当初信託財産から残余財産に至るまでの過程が明確に定められていること

信託の設定によりその当初から信託財産とされた財産が、受託者による管理を経て、信託の終了及び清算において残余財産とされるに至るまで、受託者がどのように財産を管理していくかは、信託の設定時にある程度の想定がなされるのが通常である。たしかに「民事信託」は何十年も継続することもあり得るため、その間の事情をすべて想定して設定されるものではないし、想定しきることは困難である。しかし、「民事信託」の受託者が信託財産をどのように管理すべきであるかは、信託契約の定めにより定まる。信託契約の定めにおいて信託財産として取得することが想定される財産の種類やその管理方法が明らかでないものは、受益者のための財産の管理であるかどうか疑わしいものであり、マネロン・テロ資金供与その他の別の目的のための信託ではないかが懸念される。

カ 受託者が誰であるかが客観的に明確に定まること

受託者の変更により、預金契約の当事者が変更されることになる。受託者の変更は、受託者の任務終了事由の発生と、新受託者の就任によりなされるが、これらに関する定めが客観的に明確であることが必要である。つまり、信託契約上の定め自体が明確であること、その事由の内容が客観的なものであること、そして、事由の発生の確認が容易であることが求められる。たとえば、「受託者が健康上の理由等によりその任務を行うのに適さない状態となったとき」との事由は、その状態が具体的にどのような状態を指すのか、その状態になったことは誰が判断することになるのか、そのような状態になったことをどのように証明するのかという点において不十分と言わざるを得ない。いかようにも解釈することができる条項は、その利用によりいかようにも預金者の変更を許すことになり、マネロン・テロ資金供与リスクを増大させる。

(4) 「民事信託」の要件充足性の確認方法

上記(3)の要件を満たしているかどうかの確認をどのように行うのが適当であろうか。

ア 民事信託契約書の締結が他の契約書の締結と異なる点

確認方法の適否について検討する前に、前提として、民事信託契約書とその締結の特徴について確認したい。一般的に契約書の審査の多くは契約書の案文と関連情報の確認のみで行うのが通常である。もし、民事信託契約書が他の契

約書と異なるところがないならば、確認方法についてここで取り挙げて論じる必要がない。しかし、民事信託契約書とその締結においては、次のような特徴がある。

- ① 「民事信託」を利用するに至った動機・目的はその家族ごとに千差万別であり、当事者に直接確認しなくては正確にこれを把握することは困難である（動機目的の多様性）。
- ② 「民事信託」は継続的な財産管理制度であり、信託契約書の締結はその起点にすぎない。「民事信託」は長期間継続することが見込まれるところ、これを担う受託者が信託目的の達成に向けて、その義務を全うすることができるかどうかは、その受託者個人の性格及び能力に恃むところが大いいため、「民事信託」を前提とする民事信託預金口座の開設の適否を判断するにあたっては、受託者候補に直接面談をすることが最も効果的である（受託者の適性判断の重要性）。
- ③ 「民事信託」は実務の蓄積が未だ不十分な状況であるため、契約書についても雛形といえるものは存在しないか、雛形が存在するとしても各家族の事情に応じてアレンジされるため、契約条項は個別性が高い。契約条項が適切かどうかの判断は、文面だけの審査では困難であり、背景事情を踏まえなければ適切な結果をもたらさない（契約条項の高い個別性）。

イ 確認方法の類型

実際に行われている、又は考えられる方法として、①社内弁護士等により内部で文面審査を行う方法、②内部で審査を行うがコンサルティング業務として信託の設定にも関与する方法、③外部の専門家に文面審査を委ねる方法、④外部の専門家に信託の設定支援を委ねる方法などがある。これらは、(A)「民事信託」の当事者（委託者、受託者、場合によっては受益者）と直接面談する機会をもつか、文面審査に留めるか、また、(B)審査を預金取扱金融機関内部で行うか、外部専門家に委ねるかの観点から分類することができる。

		(A) 直接面談の機会	
		あり	なし
(B) 審査担当	金融機関内部	②	①
	外部専門家	④	③

①から④までの各方法における留意点について検討する。

(ア) ①社内弁護士等により内部で文面審査を行う方法について

利点としては、後述するように、他の方法では生じかねない、利害関係及び権利関係がねじれるという現象が生じないことが挙げられる。審査を担当する社内弁護士等は、自社がその「民事信託」の受託者から預金の受入れをするのが適当かどうかという一点のみに集中して審査を行うことができる。

一方、難点としては、まず、文面審査という手法自体の限界がある。当事者に直接面談したり財産内容を確認したりせずして、信託契約書の文面のみから、マネー・ローンダリングをはじめとする不正な目的による信託の利用であるかを看破するのは困難である。背景事情を踏まえると不自然な信託契約の内容であっても、契約書の文面のみでは不自然でないとして適正でない信託に基づいて口座が開設されることもありうる。

また、審査が可能となるだけの体制を自ら整備しなければならないという負担があることも挙げられる。信託銀行のように信託業務に関する知識と経験の蓄積があり、「民事信託」にそれを応用することができる金融機関であれば可能であるが、そのような蓄積のない金融機関としては知見を外部から得るほかない。また、全国規模など規模が大きくなればなるほど、審査の均質性を担保することも重要になる。マニュアル作成とそれに基づく運用の徹底等他の業務と同じ管理体制が必要となる⁹⁹⁾。

(イ) ②内部で審査を行うがコンサルティング業務として信託の設定にも関与する方法について

この方法¹⁰⁰⁾は、金融機関職員が信託設定の過程において「民事信託」の当事者と面談する機会を得られるため、文面審査の場合の難点をクリアすることができる。もっとも、内部管理体制の構築の負担という点では、コンサルティング業務の内容次第ではあるが、上記①の場合の負担よりもさらに重くなることになる。

99) 各店舗に配置された財務コンサルタントによる受付と、本部によるチェックにより対応している例として三井住友信託銀行がある（八谷博喜「信託口座と民事信託サポートサービスについて」信託フォーラム第10号13頁。）。

100) 金融機関による民事信託のコンサルティングに関する留意点については、渋谷陽一郎「民事信託のコンサルティング(1)」金法2107号58頁、「同(2)」金法2109号52頁、「同(3)」金法2111号60頁、「同(4)」金法2113号46頁、「同(5)」金法2115号54頁を参照。

この方法をとる場合に留意すべきであるのは、他業が禁止される預金取扱金融機関において（たとえば、銀行法12条、信用金庫法53条）、業務として行うことをどのように根拠づけるかという点である。たとえば、兼営法に基づく認可を受けた兼営信託金融機関は、いわゆる併営業（兼営法1条1項）として行うことができる旨の記述がある¹⁰¹⁾。兼営法に基づく認可を得ていない銀行については、銀行法10条2項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」に該当する可能性が指摘され¹⁰²⁾、金融庁の監督指針¹⁰³⁾での同業務の該当性判断においては、「①当該業務が法第10条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務に準ずるか。②当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか。③当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。④銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用資するか」という観点を総合的に考慮するとされており、それに沿う取り扱いとなっていることが求められる¹⁰⁴⁾。

(ウ) ③外部の専門家に文面審査を委ねる方法について

文面審査自体の難点は、前述したとおりである。利点は、外部の専門家の活用により体制整備の負担は軽くなるという点である。

この方法では、その外部の専門家に対して審査を依頼するのが預金取扱金融機関の場合と、口座開設希望者の場合とがありうる。前者の場合は、その専門家は預金取扱金融機関の構成員ではないものの依頼者である預金取扱金融機関

101) 田中和明編著『詳解 民事信託—実務家のための留意点とガイドライン—』（日本加除出版、2018年）257頁（富田雄介）。

102) 矢向・前掲注54）22頁、25頁注11）は、民事信託（同稿は、これを「受託者が信託業を営むものであるか否かにかかわらず、主として個人の財産の管理や承継のために用いられる信託」とされるが、この部分の文脈では、本稿の民事信託と同じ意味で語を用いている。）について仕組みの紹介や説明を行ったり、設定をサポートするようなコンサルティング業務は、銀行法10条2項柱書きの「その他銀行業に付随する業務」に該当するとし、中小監督指針上は「顧客企業」に対するコンサルティング業務とされているが、個人の財産形成に関する相談に応じる業務も挙げられていることから、業務の提供相手が個人である場合も営むことが認められると考える旨述べられる。

103) 「主要行等向けの総合的な監督指針 平成29年6月」のV—3—2(4)、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 平成30年8月」のIII—4—2(4)。

104) 田中編著・前掲注101) 256頁以下（富田雄介）。

の利益を最優先にしての審査が可能である。たとえば、顧問である弁護士に審査を依頼する場合はこれに当たると思われる。後者の場合はどうか。審査要件が詳細かつ明確であれば、その該当性について判断する外部の専門家の裁量は小さくなるが、そのような要件が定められていない場合や、定めがあったとしても概括的なものに留まる場合には、裁量が大きくなる分だけ具体的な審査における依頼者である口座開設希望者と、そのような審査体制の一部として自らを採用した預金取扱金融機関との間で外部の専門家は板挟みになりかねない。

(エ) ④外部の専門家に民事信託の設定支援を委ねる方法について¹⁰⁵⁾

「民事信託」の当事者に直接面談することで背景事情をより広く知る機会があるし、外部の専門家の活用による体制整備の負担軽減もできる。もっとも、上記③の方法の場合の「板挟み」は、この方法においても生じうる。また、同じく外部の専門家を利用する上記③の方法も同様であるが、金融検査において金融機関としての独自の意見が求められるであろうことが指摘されている¹⁰⁶⁾。丸投げではこれに対応することが困難である。どのような基準をもって民事信託預金口座の開設に応じるのかについては、専門家の意見を入れることが欠かせないものの、預金取扱金融機関の責任において判断し決定することが求められると考える。

ウ より適切と思われる方法

「民事信託」に関する裁判例をはじめとして実務の蓄積により審査の内製化は可能となってくると思われるが、そのような状況に未だ至っていない現在においては、外部専門家の活用は避けて通れないように思われる。もっとも、「板挟み」については前述したとおりであるから、その対策として、(既に実施している金融機関もあるかもしれないが、) 信託の設定への関与・支援と、民事信託契約書の審査の各業務をそれぞれ担当する専門家を定めて、原則、兼務はさせないという方法が考えられる。しかしながら、外部の専門家が数少な

105) たとえば、広島銀行では、同行が受託者に対する融資の検討、信託のプランニングやアドバイス、専門家との調整や全体のスケジュール管理等を行い、弁護士が民事信託契約の法的な確認、民事信託契約書の作成及び遺留分の侵害をしていないか等の確認を担うとされる(三宅史記『広島銀行の民事信託の取組み』(信託フォーラム第7号143頁以下)。

106) 渋谷・前掲注47) 65頁。

いという事情もある。これを踏まえると、明確かつ詳細な基準の設定を前提として、少なくとも具体的案件レベルでは、信託の設定に関与・支援した者と、民事信託契約書を審査する者とは分けるといった運用が考えられる。

(5) 口座開設後の金融機関での内部手続き

ア 民事信託預金口座の開設期間中の実務

(ア) 払戻し（カード、インターネット・バンキング、代理人届出）

民事信託預金口座に受け入れた金銭の払出しを行うにつき、預金取扱金融機関は払い出された金銭の用途を預金者である受託者に対し確認する義務を負うか。

預金取扱金融機関が払出しについて預金契約に基づいて負う義務は、特約がない限り、真の預金者の請求に応じて預金を払い出すことに尽きるといふべきであり、払い出された金銭の用途を確認する義務はない。払い出された金銭について受託者がある権限に属しない処分を行ったり、固有財産に帰属させたりした場合には、受託者の権限外行為の取消し（信託法27条）や信託財産の損失填補責任の追及（信託法40条1項1号）、利益相反行為制限違反による無効（信託法31条1項1号・4項）、受託者の解任（信託法58条1項、4項）による救済が予定されている。

預金契約上の特約をすれば、払い出される金銭の用途を窓口で質問することができるとすることも可能であると思われるものの、回答内容が真実であるかどうかを調査し確認するのは困難であり、不正利用の抑止効果はそれほど見込めないように思われる。

民事信託預金口座についてはキャッシュカードを発行しない預金取扱金融機関があると聞く。その趣旨として考えられるのは、上記のような払出しを受けた金銭の不正利用の防止に加え、預金の払出し請求が受託者本人によるものであることを確認したうえで払出しを行うべきであるという点である。しかしながら、払出請求者（ATMやインターネット・バンキングの場合はその操作をする者）が預金者本人であることの確認は、信託とは関係のない一般的な預金における預金者本人であることを確認する場合と異ならないように思われる¹⁰⁷⁾¹⁰⁸⁾。

受託者（預金者）の代理人届出の可否についても、窓口に来るのが受託者本

人であることを求めるべきと考えるかどうかによると思われる。受託者は、前述のように、一定の場合に信託事務を第三者に委託することが許されるため（信託法28条）、預金の払出しを第三者に委託することを信託法は禁止していない。また、取引時において代理人が有効な代理権を有するかどうかを確認することは必要であるとしても、それは通常の代理人による取引の場合と同様であり、民事信託預金口座であるということをもって代理人届出を禁止すべきという理由はないように思われる。

(イ) 残高証明

残高証明書の発行は、預金契約に基づいて預金取扱金融機関が行うべき義務の一つであり、また、預金者が死亡した場合には、その共同相続人の一人は、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づいて被相続人名義の預金口座の取引経過の開示を求めることができるとされている¹⁰⁷⁾。一方、民事信託預金口座に係る預金契約の当事者は受託者であり、また、その預金債権は信託財産に属するものである。委託者兼受益者が死亡した場合のその相続人も、受託者が死亡した場合のその相続人も、相続人であることを理由として残高証明書の発行を請求することはできないと思われる。受託者の相続人の中に、新受託者や信託財産管理者、信託財産管理人がいた場合には、保存行為（信託法66条4項1号、74条6項）としてすることができるにすぎない¹¹⁰⁾。

イ 民事信託預金口座の閉鎖時の実務

(ア) 閉鎖すべき事由

民事信託預金口座は、信託受託者が信託財産に属する金銭を管理するための預金口座であるから、信託が消滅した場合にはその存在根拠を失う。また、信

107) 民事信託預金口座についてキャッシュカードの発行をしている金融機関として、たとえば城南信用金庫がある（信託フォーラム編集部「地域金融機関と民事信託の近時の動向」信託フォーラム7号17頁の図表2参照）。また、ATMの利用が可能である金融機関として三井住友信託銀行がある（八谷・前掲注99）13頁）。

108) もっとも、インターネット・バンキングを利用可能とすることにより外貨預金や投資信託を購入されるという必ずしも信託目的の範囲に収まらない取引を受託者に可能とする事態も生じかねない（竺原・前掲注2）64頁参照）。本文記載の観点に加えて当該金融機関のサービス内容を踏まえたうえで、利用可能とするかどうかの判断が必要になる。

109) 最高裁平成21年1月22日判決民集63・1・228

託が消滅せずとも預金口座を維持するべきでない事由が生じたときも閉鎖すべきことになる。

(イ) 信託の消滅の場合

信託は、終了した場合においても、清算が結了するまではなお存続したものとみなすとされる(信託法176条)。そのため、信託法及び信託契約に定められた信託終了事由が生じても民事信託預金口座は維持されなければならない。清算受託者は、その職務として、信託財産に属する債権の取立て(信託法177条2号)及び残余財産の給付(同4号)を行うとされる。清算受託者が金融機関からの融資等による信託財産責任負担債務を負っていない場合(積極財産のみが存在する場合)には、清算受託者は、民事信託預金口座からの引出し又は送金により、信託契約の定めに従い、帰属権利者等に金銭を帰属させることになる。清算受託者が信託財産責任負担債務を負っているときは、信託法の定める清算手続きによるか、信託契約の定め又は関係者の合意に基づく処理¹¹¹⁾によるかにより、民事信託預金口座の閉鎖のタイミングは異なることになる。信託契約の定め又は関係者の合意に基づく処理による場合には、信託契約書又は関係者の合意を証する書面等の提出を受けて残高の払出しや送金等を行う。信託法の定める清算手続きによる場合は、信託財産責任負担債務について清算するために、信託財産についての破産手続が開始されたときは(信託法179条参照、破産法15条・244条の3)、その預金は破産財団を構成するから(破産法244条の5)、破産管財人の払出し請求等に応じることになる。破産手続によらずに清算することができるときは、民事信託預金口座に係る預金債権との相殺をするなどして貸金債権を回収することになる。

(ウ) その他の口座閉鎖事由の場合

信託の不成立や無効が明らかになった場合¹¹²⁾のほか、信託財産に属しない金銭の預入れが明らかになった場合、口座の不正利用(反社会的勢力の関与等)

110) 預金契約者が受託者である以上、本文の帰結になると思われるが、実際には次のような不都合が生じる。すなわち、遺留分権利者がその遺留分の算定とその侵害の有無を計算するためには、その信託の目的財産を把握する必要があるところ、民事信託預金口座に係る残高証明書の発行は、相続人であっても請求することができず、(対立することが多いと思われる)受託者からのみ請求することができるという状況になるということである。

111) 道垣内編・前掲注20) 750頁以下(沖野眞已)。

が判明した場合などが挙げられる。

これらの場合における口座の閉鎖には、預金口座の取り扱いそのものを取りやめ、金銭を預金者へ返還するという処理と、預金口座そのものは維持するものの信託財産の独立性保全機能を停止し、通常の預金口座として管理するという処理が考えられる¹¹³⁾。預金者との関係を完全に遮断すべき場合（信託関係者が反社会的勢力であった場合等）は前者の処理によることになろう。後者の処理による場合には、口座名義人の表示（たとえば、「委託者A受託者B 信託口」）を変更し、受託者の固有財産に属することを表す表示（たとえば、「B」）にすべきである¹¹⁴⁾。

(6) 民事信託預金口座のモニタリングの問題（信託監督人等の設置の議論に関して）

民事信託預金口座を開設した預金取扱金融機関は受託者からの請求に応じて払い出す。この点は、一般的な預金口座での払出しと異なるところはない。しかし、民事信託預金口座においては、受託者が預金者としての権限を維持していることが前提である。また、信託財産に属しないものが預け入れられるおそれがあるため、これを如何にして防止するかという課題がある。民事信託預金口座の信託財産の独立性保全機能が万全であればあるほど、その口座に信託財産に属しない金銭の混入を許せば、差押等を不当に回避することが可能な財産を創出することを助長することになってしまう。

一方、金融機関におけるコンプライアンスについて説かれるときがある。そ

112) 2018（平成30）年改正民法による遺留分侵害額請求制度（民法1046条）への変更により、信託財産に属する財産自体がその請求権行使により受託者と遺留分権利者との（準）共有となることはなくなったため、旧法下での議論において、いわゆる信託財産移転説の帰結とされた、遺留分減殺請求により預金債権が受託者と遺留分権利者との準共有（及び目的達成不能による信託の終了）となる可能性はなくなった。もっとも、受託者を相手方とした場合に金銭の不足により信託目的が達成不能であるとして信託が終了する可能性は残る。

113) 支払停止や強制解約の措置をするために口座開設時に特約をしておくことの必要性を指摘されるのは、笠原・前掲注2）66頁。

114) なお、預金口座の表示の如何により債権差押命令が発令されない可能性があることを指摘されるものとして、鈴木・前掲注72）29頁以下がある。

して、「民事信託の組成並びに設定の後、民事信託の規律維持に対する継続的で、かつ、責任の所在が明確である資格者専門職の関与、それによる適法性や適切性の担保を実現するためには、今のところ、信託監督人に代表される監督権者の制度による他ない」との指摘がある¹¹⁵⁾。

この点に関して、まず、預金取扱金融機関が遵守 (comply) すべき規範がどのようなものであるかについてのコンセンサスが必要であるように思われる。信託監督人等による監視・監督が受託者による信託事務執行の精度を高めるのに一定の効果はあると思われるが、そのことによって、預金取扱金融機関がどのような規範を遵守したかになっているのかが明らかでないからである。金融機関が遵守すべき規範が法規範に限られないことは当然であるが、対象が不明確なままに信託監督人等を置きさえすればそれでよいというのだとすると、その信託監督人等に万が一の場合 (たとえば、受託者による流用等) の責任を押し付けることになるだけになるように思われる。それは、規範を遵守したのではなく、規範違反の責任を転嫁したにすぎない。

預金取扱金融機関が遵守すべき規範について定見があるわけではないが、少なくとも、預金者である受託者の保護及び金銭の受入れにより生じた信託財産に属する預金債権の保護はその内容に含まれると考える。民事信託の場合、受託者はその権限の濫用を警戒され、受益者 (とくにそれが高齢者や障害者であるときは特に) に比して強い存在であり、監視すべき対象と位置付けられるが、預金取扱金融機関との関係では一預金者であり、しかも信託財産に属する金銭の管理については支援を必要としている者である。もう一つは、本稿で検討した信託財産の独立性保全機能である。

実務上は、信託法に根拠をもつ信託監督人等の設置が不正防止に効果があると思われるものの、それが金融機関のコンプライアンスとどのような関係に立つのかについてはより詳細な検討が俟たれる。

115) 渋谷・前掲注14) 35頁。一方、信託監督人や受益者代理人と信託口座開設とは法的に関係がなく、口座開設の必須要件ではないとするのは、山中・前掲注6) 74頁以下。

5 まとめ

本稿は、「民事信託」の信託財産に属する金銭を預け入れる民事信託預金口座について、3つの要件を定め、そのうち最も重要な「金融機関内部において、受託者の個人名義の預金口座（固有財産のための預金口座）とは異なる取り扱いがなされること」を民事信託預金口座の「信託財産の独立性保全機能」と称し、その必要性は（現在のところ）信託法ではなく、「民事信託」の現実、とくにその受託者の属性に拠るものであること及び同機能は預金契約のうち事務委任に位置づけられることを確認したうえで、同機能の内容と具体的な実務対応について検討した。また、民事信託預金口座は、口座名義人が受託者であるものの、その固有財産とは異なる取り扱いを預金取扱金融機関において行うものであるため、財産隠し等不正に利用されるとその被害は甚大なものになりかねない。その中で、現在、預金口座開設にあたって実務上重要である、マネロン・テロ資金供与リスク対応に焦点を当てて、その取り扱いの留意点を検討した。

民事信託預金口座については、これを取り扱う預金取扱金融機関の注意義務の内容、諸外国での民事信託関連業務におけるマネロン・テロ資金供与リスク対応、金融機関における民事信託に関する「コンプライアンス」の具体的内容等、検討すべき点は多く残されているものの、これらは今後の研究に委ねることとして、ここで一旦筆を置くこととしたい。